

自 令和3年12月 6日

至 令和3年12月10日

令和3年第4回平内町議会定例会

会 議 録

平内町議会事務局

令和3年第4回平内町議会定例会会議録 目次

1、招集告示	3
1、会期日程表		
1、議事日程表（第1号）		
1、議事日程表（第2号）		
1、議事日程表（第3号）		
1、町長提出議案	8
1、報 告		
1、委員会審査報告書		
第1号（12月6日 月曜日）	13
1、本日の会議に付した事件		
1、出席議員及び欠席議員		
1、法121条による出席者		
1、出席事務局職員		
1、開 会・開 議		
1、諸 報 告		
1、会議録署名議員の指名		
1、会期の決定		
1、提出議案一括上程 提案理由説明（町長 船橋茂久君）		
1、休 会 提 議		
1、散 会		
第2号（12月8日 水曜日）	19
1、本日の会議に付した事件		
1、出席議員及び欠席議員		
1、法121条による出席者		
1、出席事務局職員		
1、開 議		
1、一 般 質 問		
◎ 田中 大君		
答 弁（町 長 船橋茂久君）		
◎ 田中茂勝君		
答 弁（町 長 船橋茂久君）		
◎ 田中光弘君		
答 弁（町 長 船橋茂久君）		
（健康増進課長 松山秀子君）		
◎ 太田満則君		
答 弁（町 長 船橋茂久君）		
（福祉介護課長 塩越信子君）		
◎ 亀田弘徳君		
答 弁（町 長 船橋茂久君）		
（水産商工観光課長 逢坂重良君）		

(教育長 渡辺伸一君)

1、質 疑	40	
1、議 案 付 託			
1、休 会 提 議			
1、散 会			
第3号(12月10日 金曜日)	43	
1、本日の会議に付した事件			
1、出席議員及び欠席議員			
1、法121条による出席者			
1、出席事務局職員			
1、開 議			
1、総務福祉常任委員会報告			
1、経済文教常任委員会報告			
1、表 決	45	
議案第84号	議案第85号	議案第86号	議案第87号
議案第88号	議案第89号	議案第90号	議案第91号
議案第92号	議案第100号		原案可決
1、表 決	48	
議案第93号			原案可決
1、表 決	49	
議案第94号			原案可決
1、表 決	49	
議案第95号			原案可決
1、表 決	50	
議案第96号			原案可決
1、表 決	50	
議案第97号			原案可決
1、表 決	51	
議案第98号			原案可決
1、表 決	51	
議案第99号			原案可決
1、表 決	52	
発議第10号			原案可決
1、議員派遣の件	52	
			承 認
1、町長挨拶(町長 船橋茂久君)			
1、閉 会			

[参考登載]

平内町告示第87号

令和3年第4回平内町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年12月2日

平内町長 船橋 茂久

記

1. 日 時 令和3年12月6日(月) 午前10時
2. 場 所 平内町議会議場

令和3年第4回平内町議会定例会 会期日程表

令和3年12月6日招集

月 日	開議時刻	件 名
12月6日 (月)	午前10時	<p>本会議</p> <p>開 会 ・ 開 議</p> <p>第 1 会議録署名議員の指名</p> <p>第 2 会期の決定</p> <p>第 3 議案一括上程 (提案理由及び議案概要説明)</p> <p>散 会</p>
12月7日 (火)		休 会
12月8日 (水)	午前10時	<p>本会議</p> <p>開 議</p> <p>第 1 一 般 質 問</p> <p>第 2 質 疑</p> <p>第 3 議 案 付 託</p> <p>散 会</p>
12月9日 (木)	午前9時30分	休 会 (各常任委員会)

月 日	開議時刻	件 名
12月10日 (金)	午前10時	<p>本会議</p> <p>開 議</p> <p>第 1 総務福祉・経済文教常任委員会報告</p> <p>第 2 議案第93号</p> <p>第 3 議案第94号</p> <p>第 4 議案第95号</p> <p>第 5 議案第96号</p> <p>第 6 議案第97号</p> <p>第 7 議案第98号</p> <p>第 8 議案第99号</p> <p>第 9 発議第10号</p> <p>第10 議員派遣の件</p> <p>(町 長 挨 拶)</p> <p>閉 会</p>

令和3年第4回平内町議会定例会

12月6日議事日程表（第1号）

開議時刻 午前10時

開 会 ・ 開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

散 会

令和3年第4回平内町議会定例会

12月8日議事日程表（第2号）

開議時刻 午前10時

開 議

日程第 1 一 般 質 問

日程第 2 質 疑

日程第 3 議 案 付 託

散 会

令和3年第4回平内町議会定例会

12月10日議事日程表（第3号）

開議時刻 午前10時

開 議

- 日程第 1 総務福祉・経済文教常任委員会報告
- 日程第 2 議案第93号 平内町役場の位置を変更する条例案
- 日程第 3 議案第94号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 日程第 4 議案第95号 平内町営住宅条例の一部を改正する条例案
- 日程第 5 議案第96号 平内町立小中学校設置条例の一部を改正する条例案
- 日程第 6 議案第97号 平内町就学援助費補助金交付条例の一部を改正する条例案
- 日程第 7 議案第98号 平内町特別支援教育就学奨励費交付条例の一部を改正する条例案
- 日程第 8 議案第99号 平内町立学校の施設使用条例を廃止する条例案
- 日程第 9 発議第10号 ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書案
- 日程第10 議員派遣の件

(町長挨拶)

閉 会

令和3年第4回平内町議会定例会会議録

令和3年12月6日 開 会

令和3年12月10日 閉 会

1、町長提出議案件名

- 議案第 84 号 令和3年度平内町一般会計補正予算案
- 議案第 85 号 令和3年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案
- 議案第 86 号 令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案
- 議案第 87 号 令和3年度平内町水道事業会計補正予算案
- 議案第 88 号 令和3年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案
- 議案第 89 号 令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案
- 議案第 90 号 令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案
- 議案第 91 号 令和3年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案
- 議案第 92 号 令和3年度平内町介護保険特別会計補正予算案
- 議案第 93 号 平内町役場の位置を変更する条例案
- 議案第 94 号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案
- 議案第 95 号 平内町営住宅条例の一部を改正する条例案
- 議案第 96 号 平内町立小中学校設置条例の一部を改正する条例案
- 議案第 97 号 平内町就学援助費補助金交付条例の一部を改正する条例案
- 議案第 98 号 平内町特別支援教育就学奨励費交付条例の一部を改正する条例案
- 議案第 99 号 平内町立学校の施設使用条例を廃止する条例案
- 議案第 100号 平内町道路線の認定について

2、議員提出案件

- 発議第 10 号 ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書案

3、報 告

町政経過報告

例月出納検査結果報告書

令和3年12月10日

平内町議会議長 船橋健人 殿

総務福祉常任委員長 亀田弘徳

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第84号	令和3年度平内町一般会計補正予算案（所管部分）	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第85号	令和3年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第92号	令和3年度平内町介護保険特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

令和3年12月10日

平内町議会議長 船橋健人 殿

経済文教常任委員長 田中光弘

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第84号	令和3年度平内町一般会計補正予算案（所管部分）	原案どおり可決すべきもの	処置妥当
議案第86号	令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第87号	令和3年度平内町水道事業会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第88号	令和3年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第89号	令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第90号	令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ
議案第91号	令和3年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案	上記同じ	上記同じ

事件の番号	件名	審査の結果	審査の理由
議案第100号	平内町道路線の認定について	原案どおり可決すべきもの	処置妥当

本日の会議に付した事件

- 日程第1、会議録署名議員の指名
日程第2、会期の決定
日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）
-

出席議員 11名

議長 船橋 健人君	副議長 木村 良一君	2番 田中 大君
3番 小笠原 智鶴子君	4番 亀田 弘徳君	5番 田中 茂勝君
6番 太田 満則君	7番 七尾 潔君	8番 倉内 清一君
9番 佐々木 徳正君	10番 田中 光弘君	

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町長 船橋 茂久君	副町長 山田 光昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉内 仁君	総務課指導監 工藤 英仁君
企画政策課長 田中正美君	税務課長 渡邊 仁志君
町民課長 工藤 隆之進君	福祉介護課長 塩越 信子君
福祉介護課指導監 竹達 暁教君	健康増進課長 松山 秀子君
健康増進課指導監 大水 要君	農政課長・農業委員会事務局長 飯田 千代志君
水産商工観光課長 逢坂 重良君	地域整備課長 佐々木 隆志君
地域整備課上下水道管理室長 三津谷 博君	会計管理者 飯田 剛志君
平内中央病院事務局長 小形 正樹君	消防監消防署長 木村 秀人君
教育長 渡辺 伸一君	学校教育課長 須藤 鉄博君
生涯学習課長 船橋 英樹君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木 一成 事務局長補佐 片山 潤一

振鈴（午前10時00分開会）

議長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和3年第4回平内町議会定例会を開会します。出席議員が11人でありますので、会議は成立します。ただちに本日の会議を開きます。会議は、議事日程表第1号により進めます。

日程に先立ち、町民憲章を朗読します。事務局長に音頭をとらせますので、全文を続けて朗読願います。全員ご起立願います。

（町民憲章を朗読した）

議長（船橋健人君） ご着席願います。

議長（船橋健人君） 次に、諸報告を行います。議長報告を事務局長に朗読させます。

事務局長（佐々木一成） それでは、議長報告を朗読いたします。

今定例会に町長より提出されました案件は、「議案第84号 令和3年度平内町一般会計補正予算案」、「議案第85号 令和3年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第86号 令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」、「議案第87号 令和3年度平内町水道事業会計補正予算案」、「議案第88号 令和3年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」、「議案第89号 令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」、「議案第90号 令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」、「議案第91号 令和3年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」、「議案第92号 令和3年度平内町介護保険特別会計補正予算案」、「議案第93号 平内町役場の位置を変更する条例案」、「議案第94号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」、「議案第95号 平内町営住宅条例の一部を改正する条例案」、「議案第96号 平内町立小中学校設置条例の一部を改正する条例案」、「議案第97号 平内町就学援助費補助金交付条例の一部を改正する条例案」、「議案第98号 平内町特別支援教育就学奨励費交付条例の一部を改正する条例案」、「議案第99号 平内町立学校の施設使用条例を廃止する条例案」、「議案第100号 平内町道路線の認定について」以上17件であります。

次に、議員提案は「発議第10号 ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書案」1件であります。

また、報告関係では、町長より、「町政経過報告」がありましたので、各位に配布してあります。

次に、平内町監査委員より「例月出納検査結果報告書」が提出されましたので、各位に配布してあります。

また、参考資料として「母（毛嘉萍）が中国で不法に逮捕されている件に関する要望」の1件を配布しております。

次に、説明員については、町長、教育委員会教育長等に対し、出席要求したところ出席通知のありました者の職・氏名及び職務のために出席した者の職・氏名については、お手元にお配りしてありますので、ご了承願います。以上で、議長報告の朗読を終わります。

議長（船橋健人君） これより日程に入ります。

◇

日程第1、会議録署名議員の指名

議長（船橋健人君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、4番亀田弘徳君、5番田中茂勝君を指名します。

◇

日程第2、会期の決定

議長（船橋健人君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。今定例会の会期は、本日から12月10日までの5日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月10日までの5日間

とすることに決定しました。会期日程表は、お手元に配布のとおりであります。



日程第3、議案一括上程（提案理由及び議案概要説明）

議長（船橋健人君） 日程第3、「議案第84号」から「議案第100号」まで以上17件を一括して上程します。町長の提案説明を求めます。（「議長」の声あり。）はい、町長。

町長（船橋茂久君） おはようございます。

本日ここに、令和3年第4回平内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、公私ともに御多用中にもかかわらず御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、当町のこの1年を振り返ってみますと、水稻については、春先の田植えから出穂期まで、天候に恵まれ青森地帯の作況指数は、102の「やや良」になりました。また、航空防除による適切な薬剤散布により、基幹品種である「まっしぐら」の1等米比率は、93パーセントと高い結果となりました。

しかし、コロナ禍で業務用米が需要低迷を受け、農協が農家に支払いする「生産者概算金」が大幅な下落となったことから、町では、その損失に対する支援金の交付を行い、米生産農家の大きな不安を払拭し、次年度の生産へ意欲を持って取り組めるよう支援したものであります。

今後とも農協はじめ関係機関と連携して、高品質米の生産確保に万全を期してまいりたいと考えております。

一方、ホタテ養殖については、昨年度大きな「へい死」はなく出荷量は例年並みとなりましたが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、国内の巣ごもり需要に支えられ、取引価格が大幅にアップしたため、水揚総額はおよそ78億円となり当初の計画を大幅に上回る見込みであると伺っております。なお、稚貝は例年並みで、へい死もなく順調に成長しているとのことで、来年度の出荷には大いに期待しております。また、養殖残さの処理については、茂浦地区に上屋付きの仮置き施設が完成し、少しずつ処理体制を整えております。引き続き漁協と連携を取りながら、推進してまいりたいと考えております。

さて、今定例会には、本年度の各会計補正予算案及び条例の改正案等、合わせて17件を提案しておりますので、その概要について御説明申し上げ、議案審議の御参考に供したいと存じます。

まず、「議案第84号 令和3年度平内町一般会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに7,019万円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出ともに7億7,869万7千円としたものであります。

補正の主なものとして歳出では、財産管理費、企画調整総務費、移住・定住促進費、児童措置費、つきいき聖苑運営事業費、住民健診費、農業総務費、廃棄物処理施設管理運営事業費、商工振興費、夜越山施設管理事業費、消防団設置事業費、小学校及び中学校管理事業費を増額計上いたしました。

これら歳出に対する財源として、歳出に関連したそれぞれの収入見込額を計上したほか、人事異動及び給与改定に伴う調整及び歳出不用額を減額し、なお不足する一般財源には地方交付税を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第85号 令和3年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに1億1,420万円を減額し、予算総額を歳入歳出ともに2億5,740万2千円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費、保健事業費を減額し、歳入では繰入金を減額して、歳入歳

出同額といたしました。

次に、「議案第86号 令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」であります。収益的収入及び支出のうち収入では、医業外収益を1億1,260千円増額いたしました。これにより、病院事業収益は1億4,707万5千円となりました。一方、支出につきましては、医業費用を8,100千円増額し、病院事業費用を1億5,339万1千円といたしました。

また、資本的収入及び支出のうち収入では、一般会計負担金を233万8千円、県補助金を233万7千円それぞれ増額いたしました。一方、支出につきましては、建設改良費を467万5千円増額し、資本的収入及び支出の総額をそれぞれ2億5,838万2千円といたしました。

次に、「議案第87号 令和3年度平内町水道事業会計補正予算案」であります。今回の補正は、収益的収入及び支出のうち支出では、総係費を5万8千円減額し、収益的支出総額を2億4,863万1千円としました。また、資本的収入及び支出のうち支出では、国庫補助返還金を87万8千円増額し、資本的支出総額を2億2,515万8千円といたしました。

次に、「議案第88号 令和3年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに33万9千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに2,479万1千円といたしました。

補正の内容について歳出では、夜越山スキー場のリフトの配電盤内の制御装置（PLCと呼ばれる部分）に不具合が生じたため調査費用を増額いたしました。歳入では一般会計からの繰入金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第89号 令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに200万5千円を減額し、予算総額を歳入歳出ともに1億6,061万円といたしました。

補正の内容について歳出では、職員給与費及び長期債償還金利子を減額いたしました。歳入では、資本費平準化債を減額し、予算調整を図るため一般会計繰入金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第90号 令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに7万円を減額し、予算総額を歳入歳出ともに1億2,732万3千円といたしました。

補正の内容について歳出では、自動車燃料費を増額し、職員給与費及び長期債償還金利子を減額いたしました。歳入では、使用料滞納繰越分を増額し、資本費平準化債を減額し、予算調整を図るため一般会計繰入金を増額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第91号 令和3年度平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに30万8千円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに4億3,376万2千円といたしました。

補正の内容について歳出では、職員給与費を減額し、長期債償還金利子を増額いたしました。歳入では、資本費平準化債を減額し、消費税の確定に伴い消費税還付金を増額し、予算調整を図るため一般会計繰入金を減額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第92号 令和3年度平内町介護保険特別会計補正予算案」であります。今回の補正は、歳入歳出ともに48万円を増額し、予算総額を歳入歳出ともに1億3,416万9千円といたしました。

補正の内容について歳出では、総務費を増額し、地域支援事業費を減額いたしました。歳入では、県支出金を増額し、国庫支出金及び繰入金を減額し、歳入歳出同額といたしました。

次に、「議案第93号 平内町役場の位置を変更する条例案」であります。役場庁舎、旧消防庁舎につきましては、竣工以来50年以上経過し老朽化も著しく、耐震診断の結果においても、基準値を大きく下回る結果となっており、今後、大きな地震が発生した際には倒壊する危険性が高いと判定されたところであります。

そのことから、庁内での検討会議や町民アンケートを行い、さらに、町公共施設等総合管理推進会議での検討を重ね、去る11月12日に、推進会議から意見書の提出をいただきました。これら一連の検討結果を踏まえ、新役場庁舎の建設移転先として、「旧少年院跡地」が、最もふさわしいものと判断して提案するものであります。

次に、「議案第94号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」であります。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布され、令和4年1月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第95号 平内町営住宅条例の一部を改正する条例案」であります。平成30年度に藤沢団地が完成し事業が完了したことに伴い、令和元年度から管内3地区にある旧住宅の解体工事を実施し、今年度終了いたしました。現在町が保有する住宅は、清水川団地及び藤沢団地の2箇所となったことから当該条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第96号 平内町立小中学校設置条例の一部を改正する条例案」であります。本案は、令和5年4月1日に小湊中学校、東平内中学校、西平内中学校を統合して、旧青森県立青森東高等学校平内校舎跡地に平内中学校を設置するため当該条例の一部を改正するものであります。

次に、「議案第97号 平内町就学援助費補助金交付条例の一部を改正する条例案」であります。本案は、同条例第3条に掲げる援助費の種類にオンライン学習通信費を加えるものであり、これにより就学援助を受けている世帯の児童生徒が家庭に教育用タブレットを持ち帰り、オンライン学習する際のインターネット通信費の負担軽減を図るものであります。

次に、「議案第98号 平内町特別支援教育就学奨励費交付条例の一部を改正する条例案」であります。本案は、同条例第2条に掲げる援助費の種類にオンライン学習通信費を加えるものであり、これにより特別な配慮を要する児童生徒が教育用タブレットを持ち帰り、オンライン学習する際のインターネット通信費の負担軽減を図るものであります。

次に、「議案第99号 平内町立学校の施設使用条例を廃止する条例案」であります。本案は、学校施設を使用する場合の条件や使用料等について定めた同条例について、使用料を徴収した実績がなく、実情に合わない点もあることからこれを廃止するものであります。

次に、「議案第100号 平内町道路線の認定について」であります。旧土屋小学校跡地の区画の整備が終わり、今後分譲が進められることから、住宅等の建設に支障がないように整備した道路部分について、新たに町道に編入するために提案するものであります。

以上、提出議案の概要について御説明いたしました。議事の進行に伴い、御質問に応じ、更に詳しく御説明申し上げますので、何卒慎重御審議のうえ原案どおり御議決、御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。



議長（船橋健人君）以上で、本日の日程は終了しました。

明日7日は、議案熟考のため休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」声あり)

議 長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって、明日7日は、休会と決定しました。

来る12月8日は、午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会します。どうもご苦勞様でした。

(午前10時19分 散 会)

本日の会議に付した事件

- 日程第1、一般質問
- 日程第2、質 疑
- 日程第3、議案付託

出席議員 11名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	2 番 田 中 大君
3 番 小笠原 智鶴子君	4 番 亀 田 弘 徳君	5 番 田 中 茂 勝君
6 番 太 田 満 則君	7 番 七 尾 潔君	8 番 倉 内 清 一君
9 番 佐々木 徳 正君	10番 田 中 光 弘君	

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉 内 仁君	総務課指導監 工 藤 英 仁君
企画政策課長 田 中 正 美君	税 務 課 長 渡 邊 仁 志君
町 民 課 長 工 藤 隆之進君	福祉介護課長 塩 越 信 子君
福祉介護課指導監 竹 達 暁 教君	健康増進課長 松 山 秀 子君
健康増進課指導監 大 水 要君	農政課長・農業委員会事務局長 飯 田 千代志君
水産商工観光課長 逢 坂 重 良君	地域整備課長 佐々木 隆 志君
地域整備課上下水道管理室長 三津谷 博君	会 計 管 理 者 飯 田 剛 志君
平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君	消防監消防署長 木 村 秀 人君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 船 橋 英 樹君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木 一 成 議会事務局長補佐 片 山 潤 一

振鈴（午前10時00分 開 会）

議 長（船橋健人君）皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

出席議員が11人でありますので、会議は成立します。

本日の会議は、議事日程表第2号により進めます。



日程第1、一般質問

議 長（船橋健人君）日程第1、一般質問を行います。

それでは、通告に基づき、2番田中 大君の登壇を許します。（「議長、2番」の声あり）はい、2

番田中 大君。

2 番（田中 大君）皆さん、おはようございます。

空にハクチョウが渡来する姿を目にすることが多くなったこの頃、いよいよ冬本番を迎える季節となりました。先日の降雪も一旦は消えましたが、これからいよいよ雪との闘いが始まります。町当局におかれましては、万全の除雪体制で雪との闘いに臨んでいただきますようよろしくお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症につきましては、県内でも25日連続感染者ゼロということで、少しずつではありますが、各種会合も開催され経済に動きが出てきたように感じているところです。しかしながら、コロナ第6波の懸念に加え、新たな変異種オミクロン株感染者が国内でも確認され、まだまだ予断は許される状況ではありませんが、ワクチンのブースター接種や、治療薬の開発が進むことで一日も早く平和な日常を取り戻すことができますよう、心より祈念申し上げ質問に入ります。

「医療用補正具の助成について」と題しまして、国立がん研究センターの最新がん統計のまとめによれば、日本人が一生のうちにがんと診断される確率は男性65.0パーセント、女性50.2パーセント、つまり2人に1人はがんになる傾向にあるのです。がんは全ての人にとって身近な病気であり、1人でも多くの方ががんを克服できるよう、国を挙げて対策の強化に努める必要があると考えます。国では、平成18年に、「がん対策基本法」が施行され、それ以来、がん患者やその家族を取り巻く状況は変化してまいりました。そして、医療は大きく進展するとともに、医療を取り巻く環境も大きく変わり、がん対策基本法に示されている内容と社会の現状に、ずれが生じるようにもなっておりました。そのようなずれを修正すると同時に、これからのがん医療、そしてがんを取り巻く社会環境の在り方を提起し、社会全体で考えるため、平成28年12月に、がん対策基本法が改正されました。改正がん対策基本法の基本理念の中に、「がん患者が尊厳を保持しつつ安心して暮らすことのできる社会の構築を目指し、がん患者がその置かれている状況に応じ、適切ながん医療のみならず、福祉的支援、教育的支援、その他の必要な支援を受けることができるようにするとともに、がん患者に関する国民の理解が深められ、がん患者が円滑な社会生活を営むことができる社会環境の整備が図られること」とあります。

私は今回、がん治療に苦しんでいる方達の力になればと、外見の変化に対するケアや、精神面からのサポートを行っている理・美容師の方達、副作用と付き合いながら働く方のお話を伺いました。がんが身近な病気となった今、治療を受けながら社会生活を続けていくため、「がんと共生」「治療と仕事の両立」「生活の質の向上」が重要となり、そこの支援に力を入れていくべきだと感じました。

特に、女性に目を向けてみると、乳がんが罹患数最上位となっております。乳がんで乳房をなくされた方や、がん治療によって髪の毛が抜けたりすることは、女性にとっては精神的苦痛が強く、その外見の変化によって外出をためらうこととなります。さらに、就労についての影響もあることから、がん患者ががんと共に生きていくためには、治療に伴う外見、その変化といった社会的な課題への対策が求められており、医療用ウィッグや乳房補正具は、円滑な社会生活を営む上で必要なものであると考えます。その医療用ウィッグや乳房補正具の購入経費を自治体として助成することは基本理念の中にある福祉的支援に当たるものと考えます。

がん治療と仕事の両立に関する山形大学の調査によると、がんを患った方の4人に1人が発症後に依願退職するか、解雇された、治療期間が終わっても脱毛で社会復帰は難しい、ウィッグも高価でとても困ったという声があったと報告されています。ちなみに医療用ウィッグは既製品で数万から10万円程度、個人に合わせたセミオーダー、フルオーダーになると数十万円と高額になります。

全国各地において、医療用補正具購入に助成する自治体は、増加傾向にあるものの、東北圏内の中

でも青森県内だけは導入実績がまだございません。県内の先駆けとなって、がん患者が円滑な社会生活を営むことができるよう医療用ウィッグ、乳房補正具の購入費の助成を実施すべきと考えますが、ご見解をお伺いいたします。以上で壇上からの質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） おはようございます。

それでは、田中 大議員のご質問にお答えをいたします。

「医療用補正具の助成について」であります。国立がん研究センターのがん統計では、日本人が一生のうちにがんと診断される確率は男女とも2人に1人、がんで死亡する確率は男性が4人に1人、女性だと6人に1人という状況でございます。当町においても死亡原因の第1位はがんであります。町では、がんの早期発見・早期治療の重要性に鑑み、平成28年度から集団検診でのがん検診を無料で実施し、毎年数名の方ががんと診断され治療に結びついている方もおられます。

議員ご指摘のとおり、女性のがんの中で乳がんの罹患数は、全国的にも高く、薬物治療や放射線治療、また外科的治療等による脱毛等の副作用もあり、外見の変化による日常生活や社会参加への不安感を持つ人は多いと思われまます。

さて、ご質問の医療用補正具の助成については、現在青森県及び県内市町村においても実施していない状況にございますが、全国的には購入費用の助成や補助をする自治体も増えてまいっております。

医療用ウィッグや乳房補正具などの着用による外見へのケアは、療養生活や社会参加を促進する上で大切な要素の一つと考えられますので、その費用の助成については、既に取り組んでいる自治体の事業内容などを参考に情報収集等をしてしながら今後検討してまいりたいと考えております。以上です。

（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、2番田中大君。

2番（田中 大君） 先進自治体の事業内容を参考に検討していただけたことでしたので、質問と答弁にありまして、県内市町村に先駆けて平内町で是非、医療用補正具助成を開始していただきますよう強くお願いいたしまして、質問を終わります。

議長（船橋健人君） 2番田中 大君の一般質問を打ち切ります。

続いて、5番田中茂勝君の登壇を許します。（「議長、5番」の声あり）はい、5番田中茂勝君。

5番（田中茂勝君） 皆さん、おはようございます。田中茂勝です。通告に従いまして、一般質問を行います。

今回、質問の表題を「高齢者や障害者に優しい町とするために」といたしましたが、高齢者や障害者を取り巻く課題は、医療、介護、生活支援、介護予防、社会参加、認知症対策など、多岐にわたります。その中であって、町民からの要望もあり、町としても計画を策定し、検討を重ねている課題や対外的にも交渉を重ねていると思われる事項の進捗状況等について、3点質問することといたします。

第1点目は、小湊駅にエレベーターを設置することについてであります。

青い森鉄道の小湊駅を利用する方の多くは、通勤、通学者で5割を占めております。車を使用できない高齢者が買い物や通院のために利用している割合は3割となっております。年間の乗降客数は2018年のデータではございますが、年間30万6,444人、1日平均では840人となっております。

青い森鉄道の施設を見たときに、青森駅から野辺地駅までの間には駅が12か所あり、このうち、ホームとホームをつなぐ「連絡橋」が設置されている駅は、現在3か所にエレベーターが設置されており、乗降客の便宜が図られております。今後においては、間もなく浅虫駅でも設置工事が行われる予定と聞いております。

このような中であって、小湊駅を利用する高齢者の方からは「階段を上り下りすることが苦痛になってきた」とか「荷物を背負った方を見ると気の毒になる」とか「ほかの駅にはエレベーターがあるのだから、小湊駅にも設置するように働きかけてほしい」とのご意見を伺いました。また、地域公共交通会議で、民生委員を対象に行ったアンケートにおける回答でも「青森市の病院に通院、小湊駅の階段の上り下りが苦痛である」というのが主な意見としてまとめられております。多くの方が階段の改善を望んでいることが分かりました。

町当局においても、小湊駅の施設改善や改良等については、県や青い森鉄道に対し、要望を行っているようですが、なかなか進展が見られないとも伺っております。このような状況にあっても、浅虫駅にエレベーターが設置されることになった経緯と小湊駅へのエレベーター設置、もしくは傾斜の緩い階段への改修や、スロープ等の設置についての可能性や見通しについての見解をお伺いいたします。

今後は、自動車運転免許証の自主返納者の増加や後期高齢者がピークを迎えることや、本年2月の時点で当町の高齢化率が41.14パーセントとなり、前年より1.3パーセント増加したことが報じられるなど、今後においてもさらに増加する傾向にある状況でございます。このような状況に鑑みれば、高齢者や車椅子使用者にも優しい住みよい平内町とするために重きを置き、かつ速やかに対応すべき施策であると考えますが、町長の見解をお伺いいたします。

2点目には、「マックスバリュ平内店にバス停を設置することについて」お尋ねします。

平内中央病院の外来にバスで訪れた患者さんは、診療が終わった後には少なからずマックスバリュ平内店かサンデー平内店、あるいはツルハドラック平内店のいずれかを利用しています。

買物が済むと西地区の方を除いては、一番近いバス停である平内中央病院前へと戻っていくのです。この間は往復にしても何キロもないわけですが、戻りには買物袋を持ったり背負ったりして、夏の暑い日も、冬の足元が悪く冷たい吹雪の日も、雨の日は傘と荷物を持ちながら腰をかがめて歩いて戻るのです。

このような状況にある高齢者や体の不自由な方に対して、私たちは今以上に配慮しなければならないと考えますが、いかがでしょうか。町長も同様の考えだと思いますが、ご見解をお伺いします。

本年4月には、平内町地域公共交通会議において「平内町地域公共交通計画」を作成しました。この中の「今後の取組について」の項目では、利用の多い施設へのバスの乗り入れを狙いとし、利用の多い大規模店舗等の敷地への小型バス等の乗り入れについて、関係者と調整ルートを検討するというふうなことが明記されてございます。この調整作業の進捗状況について説明をいただき、いつ頃になったら高齢者や身障者の方に便宜を提供することができるのかお伺いいたします。

3点目は、「後蕨地区のバス運行の充実について」お尋ねします。

現在、後蕨地区を運行するバスは1日3便で、「小湊中学校前」及び「小湊小学校通り」というバス停に午前1回、午後2回停車しておりますが、決して便利だとは言えるものではないと感じます。後蕨地区の西側の多くは、今から40年ほど前に造成された場所に住宅が造られてきましたが、当時からすれば、この地区も高齢者が増加しております。

先般、ワクチン接種において、旧平内高校まで送迎バスが運行され、行きは9時前後の出発、帰りは11時前後の到着ということで利用者も多く、後蕨地区の利用者からは「このような時間帯とルートのバスがいつでもあればよいのに」と、ワクチン接種時の運行やルートの時間帯を評価し、日常的な運行の充実を要望する声がありました。

このような要望が出てくるのは、これまででない高齢化現象によるものであります。後蕨地区のバス運行を充実することについての考えをお伺いします。

平内町地域交通計画をつくり、検討を重ねることも必要ではあることと思いますが、今できること

について早くスピード感を持って実行し、修正する必要があるれば、修正を重ねて、多くの人に平内町に住んでよかったと思われる町をつくるよう取り組むべきと考えますが、町長のご見解をお伺いし、壇上からの質問を終えます。（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、町長。

町 長（船橋茂久君） それでは、田中茂勝議員のご質問にお答えをいたします。

「高齢者や障害者に優しい町とするために」の一つ目「小湊駅にエレベーターを設置することについて」であります。

まず、青い森鉄道線でエレベーターが設置されている駅は青森駅から目時駅までの27駅のうち、5つの駅でございます。具体的には、青森、筒井、野内、三沢、八戸駅となっております。これに現在実施計画を行っている浅虫温泉駅が来年度から工事に着手する予定と聞いております。これらは乗降客の多い駅であることは言うまでもございません。

また、設置に関しては多額の費用負担があることから、近年、駅を新たに開設した際や駅舎を大規模に改修した際に、地元自治体も費用の一部を負担して設置されている状況でございます。

さて、小湊駅へのエレベーター設置や緩い階段への改修についてでございますが、高齢者にとっての鉄道の利便性向上は重要な問題であると認識しておりますし、エレベーターが設置されればよいことは十分理解できますが、設置する場合は多額の費用負担がかかり町の費用負担も伴うため、費用対効果の面からも極めて難しいものがあるかと思っておりますが、施設の保有者である県へ、まずは相談してみたいと考えております。

なお、浅虫温泉駅に設置されることとなった経緯については、地元住民が中心となって組織された浅虫温泉地域活性化協議会からの平成26年度に要望書が県に提出され、県及び青森市では、浅虫温泉駅は青い森鉄道線の中でも観光客の利用が特に多いことから、国内外の観光客の受入れ環境を整備するため、平成29年度にエレベーター設置に関する勉強会を設置し、検討に着手しました。その後、設置可能性調査や基本調査を実施するなど相当の期間と段階を踏んで検討を進め、本年度の実施設計、来年度以降の工事着手予定にこぎ着けたものと聞いております。

次に、二つ目「マックスバリュ平内店にバス停を設置することについて」であります。議員ご指摘のとおり、交通計画に明記されておりますが、交通会議の委員である議員ご承知のとおり、この計画は5年間の計画でございますし、検討課題も多岐にわたることから、優先順位をつけて取り組んで行くこととしており、今年度は小湊駅から少し離れた小湊駅前バス停を駅舎前に移動し、駅舎でバスを待つことができ、乗り継ぎがスムーズに行えるよう青い森鉄道、下北交通、北星交通、町内個人タクシーと協議いたしまして、実現できるところまで調整が進んでおります。この課題を解決した後で他の検討課題に取り組んでいくものとしておりますので、現時点でマックスバリュへのバス乗り入れ、停留所設置に関する具体的な検討、協議折衝等には至っておりませんが、今後取り組んでいく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

次に、三つ目「後蕨地区のバス運行の充実について」であります。確かにバスの便数を増やすことで高齢者に限らず町民のバス利用の利便性は上がりますが、現時点でどの程度の利用者数があるのか把握できていないことや、現状の便数で後蕨を経由する運行ルートと考えた場合、役場前を経由できないルートになったり、運行距離が長くなることで、委託費の増額やダイヤ編成に少なからず影響があることから、現時点ではかなり難しいものと考えております。

ただし、地域住民からの強い要望等が寄せられたときには、改めて検討したいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

なお、青い森鉄道に関しては、上が県、実際に運行するのは青い森鉄道でございます。ですから、

駅舎とか、トイレとか、そういうものは全て青森県が実施いたします。実施する場合は、その市町村からの先ほどお話を申し上げましたとおり、負担金を徴収するということになっております。

以上でございます。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、5番田中茂勝君。

5番（田中茂勝君） まず、小湊駅の階段についてでございます。

私も駅員から実際に話を聞き、その階段を数えてみました。数えてみましたところ、30段ございました。今、一般家庭では12段前後だというふうに思います。また、階段部分には手すりがあるものの、廊下部分には手すりはなく、これも必要ではないかなというふうなことを感じました。車椅子使用者の乗り降りにはどのような対応をしているのかと駅員に尋ねましたところ「お客様から事前に連絡をいただき、浅虫駅か野辺地駅から職員の応援をもらって、急なところにはスロープを取り付けて対応することになっている」というふうなことでもございました。車椅子利用者やそれを支える駅員、さらには大きなキャリーバックを持った旅行者などにとっては、大変負担になるものと感じました。

最近の小湊駅の年間乗降客数は、2018年度現在より少し減少しておりまして、1日700人ぐらいになっているというふうなことでしたが、それでもその3割の200人以上の利用者が高齢者というふうなことになり、この割合は今後とも増加することになるというふうに思います。

町長、ご答弁のとおり、エレベーターの設置や改良というふうなこととなれば、その費用は青い森鉄道の経営状況からすれば困難であり、県や自治体が大きく関わっていくことになります。町長は、現在、町村会の会長というふうなことで、また、青い森鉄道線利活用推進協議会の副会長の職にございます。この際、エレベーター設置等の改良に足がかりをつけることができるのではないかとというふうに考えますので、よろしく願いをいたします。

次に、マックスバリュやサンデーの敷地にバス停を置くことは日によって駐車場が大変混雑しますので、理解が得られないのではないかと思います。中央病院からマックスバリュの出入り口の間、道路沿いが適しているのではないかとというふうに思います。道路沿いをバスが停車できるよう拡幅して、対応することはできないでしょうか。今後、ご検討をいただければ幸いと思います。

次の後苑地区のバス運行の充実についてであります。この地区を通るバスは浅虫温泉線であり、主に狩場沢と浅虫温泉駅を6往復しており、そのうち3便が小湊中学校、小湊小学校通りと経由しております。下りは狩場沢7時発が小湊駅を通過して7時20分台に通過し、平内中央病院を経由し、浅虫温泉まで、上りは浅虫温泉が平内中央病院に寄り、15時40分頃と16時40分頃に通過し、小湊駅、勝田町を経由し、狩場沢へと向かいます。先ほど町長もおっしゃったように、この3便は新青森農協平内支店前と平内役場前を通りませんので、利用者にとってはどちらも不便ではないかというふうに感じます。

ワクチン接種用バスルートが評判であったことはある種の実証実験にはなったのではないのでしょうか。町民バス時刻表を何度か見て、いろいろと感じましたが、高齢化社会を迎え、町民の足を確保し、人流を活発にすることは、町の経済や健康増進にも寄与するものと考えますので、これまでの既成概念にとらわれず、バス時刻表の改定にも取り組むべきではないかというふうなことを申し上げまして、質問を終わります。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 田中議員の何点かの要望等についてお答えを申し上げます。

まず、エレベーター等の設置については、先ほどもお話し申し上げました。これは県が事業主体となって実施しております。また、我がほうでも小湊駅のトイレ、それから西平内のトイレ、これを私が直接県に行って、お願いをしてきたところでございます。これについては、小湊駅のトイレについ

ては、私が就任して間もなく実施されました。それから、西平内のトイレについては、これは去年、一昨年ですか、子ども議会で出されたテーマでございました。それについて私としては子どもさん方がせっかく提案してくれたものに対して我々としてはその実現を図るべく誠意を尽くすということで、これも県に行ってお願いをしまいいりました。実現させております。あと、清水川、狩場沢とありますけれども、これについても今現在、お願いをしているところでございます。

ただ、議員お話しのとおり、エレベーターとか、エスカレーターとか、こういうものになりますと、ちょっと大がかりになります。また、歩道橋というかあれをまたちょっと直すというか、いろいろなこともございます。ただ、手すりについてはですね、こちらから要望すればある程度やっていただけるのではないかと、こう思っております。

いずれにいたしましても、私も現在、県の町村会の会長でございます。それから、青い森鉄道のそちらのほうの副会長でございます。そういう場面でいろいろ発言する機会もございますので、その際に声を大にしてお願いをしまいいります。

それから、マックスバリュの停留所の話でございます。これについては、皆さんご存じのとおり、道路がやっぱり狭い、それから路肩が狭い、歩道が狭い、これでやっぱり停留所をつくるのはなかなか厳しいのかなと思っております。ただ、いずれにいたしましても、その辺は今この技術が発達した時代でございますので、いろいろ工夫しながら検討してみたいと思っております。

それから、バスの運行でございますが、これについては、今、6便浅虫温泉駅ということで走っていると。3便が今、後菴を走っているということでございます。いずれにいたしましても、やはりバスを走らせるということはただ、走らせればいいものではなくて、ある程度その何人乗るか、乗降客数の把握が必要でございますので、その辺も検討してやってまいりたいと思っております。以上です。

議 長（船橋健人君） 以上で田中茂勝君の一般質問を打ち切ります。

続いて、10番田中光弘君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、10番田中光弘君。

10番（田中光弘君） 皆さん、おはようございます。通告の順に従いまして、一般質問を行います。

初めに、「国民健康保険税の未就学児の均等割について」であります。

未就学児の均等割を5割軽減にする国の制度が2022年度から始まります。来年から始まります。法定減免の7割軽減対象の場合は、残りの3割の半分の減額で8.5割の軽減となります。5割対象は7.5割軽減、2割対象が6割軽減となります。財源負担割合は国が半分、県が残りの2分の1、町が残りの2分の1であるとしています。

子どもの均等割減額廃止による公費負担については、2019年平成31年3月定例議会でも質問をしたところであります。現行の国保制度がスタートした当初は、国は被保険者に低所得者が多いことや保険料に事業主負担がないことから、相当額の国保負担が必要とすることで社会保障制度として位置づけていました。しかし、国は相互扶助の精神と解釈を変え、1984年の法改正で国保への定率国庫負担を削減したのが皮切りに、国庫負担を抑制し続けてきております。国保加入者の構成は、かつては7割が農林水産業と自営業でありましたが、今では43パーセントが無職、34パーセントが非正規雇用などの被用者合わせての8割近くになっております。国保税が他の健康保険と比べて著しく高い大きな要因は、応能割の所得に保険税率を掛ける所得割のほかに、固定資産税にも掛ける資産割、まさに理不尽な二重取りであります。

また、応益割の世帯数に応じた均等割は収入のない子どもについても人数分の賦課がされます。さらに各世帯に定額でかかる平等割を合算して算定されるからであります。低所得者には法定減額があるものの、子どもの数が多いほど国保税が引き上がる均等割には、人頭税、子育て支援に逆行しているという批判の声が上がり、全国知事会などの地方団体からも均等割見直しの要求が出されておま

す。全国で応益の均等割、平等割として徴収されている税額はおよそ1兆円ですので、国の公費1兆円投入で均等割、平等割をなくすことによって、協会けんぽ並みの保険料にすることができます。相互扶助の精神ではなく、国保制定時の社会保障の位置づけで国として責任を持って行うべきであります。今回の制度は一定の前進ではありますが、抜本的な改善を求めると同時に、町として何をすべきかであります。

そこで、2022年度から始まる国の均等割軽減措置と併せて、次の点をお伺いいたします。

一つに、未就学児の均等割5割軽減による当町の未就学児の対象者数及び町の負担額を示していただきます。

二つ目に、制度化にない小学生、中学生、高校生まで町独自で拡充した際のそれぞれの対象者数、町の負担額を示していただきます。

三つ目に、これまで国の施策に対し、子育て支援に逆行しているとのことで、独自の軽減制度化導入の自治体が増えて来ております。その流れが国の制度化の弾みとなりました。

そこで、独自で助成負担してきた自治体の動向に対しての見解をお伺いいたします。

2番目に、「自治体独自補助への特別交付税措置について」であります。

原油価格の高騰は、ガソリンをはじめ食料品など生活必需品にも影響を与え、値上げが相次いでおります。その結果、町民の家計はもとより、町内各業者の営業にも打撃を与えています。中でも灯油の値上げは高齢者、障害者を直撃しており、寒くても暖房費を節約し、健康を害する人もおります。冬本番を迎え、暖房に必要な灯油などの値上げは所得の低い層にとってより重い負担となります。

総務省は原油価格高騰対策として、自治体が原油価格の影響を受けている生活者や事業主に実施した支援策に対し、措置率2分の1の特別交付税を講じることを示しております。対象経費の例として、一つに、生活困窮者に対する灯油購入費等の助成、二つ目に、社会福祉施設、これは養護老人ホームとか、障害者施設、保育所、幼稚園等であります。これの暖房費高騰分の助成、三つ目に、公衆浴場に対する燃料費高騰分の助成、四つ目に、漁業者等に対する燃油高騰分の助成であります。このような流れにおいて町としてはどのような方策を進めていくのか見解をお伺いし、壇上での質問を終わります。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、田中光弘議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の「国民健康保険の未就学児童等割について」であります。議員のおっしゃるとおり、国保法改正に伴い、令和4年度の国保税から未就学児の均等割軽減が予定されております。

国では、未就学児の医療費自己負担割合が2割に軽減されていることや低所得者も一定の負担をしていることなどを考慮し、全世帯の未就学児を対象に、5割の軽減を実施するとしたところでございます。

そこで、ご質問の一つ目「当町の未就学児の対象者数とその負担額について」であります。令和3年4月1日時点では、対象者は91人、軽減額131万1,065円のうち、町の負担額は32万7,766円となっております。

次に、二つ目「小学生、中学生、高校生まで町独自で拡充した際のそれぞれの対象者数とその負担額について」であります。小学生が109人で、161万8,680円、中学生が51人で、73万2,025円、高校生が56人で、78万4,665円、計216人となり、軽減額は313万5,370円で、全額が町の負担となります。

次に、三つ目「他の自治体の動向に対しての見解」とのことですが、当町の国保会計は法定外の一般会計に頼らない健全な運営を心がけておりますが、医療費の高止まりや高齢化の進展などに

より依然として厳しい財政状況にあります。

これは他の自治体も同じような状況であり、その中で、先だって「子育て支援」につながる施策を独自で導入した自治体があるのは把握しておりますが、実施するとなると新たに財源を確保する必要が生じること。また、公金を投入するといったことで、他の健康保険制度に加入している方への不公平感が生じるなど様々な課題や財政状況の違いもありますので、他の団体との比較は差し控えさせていただきます。

いずれにいたしましても「国保税の未就学児均等割の軽減」については、令和3年9月30日に法改正が行われ、令和4年4月1日から施行されることから、当町でも令和4年度課税分から実施する準備をしておりますので、ご理解願います。

次に、第2点目の「自治体独自補助への特別交付税措置について」であります。昨今の原油等のエネルギー価格の高騰を踏まえ、地方自治体が生活困窮者に対する灯油購入費の助成など、原油価格の影響を受けている生活者を支援するために行う原油価格高騰対策に対し、特別交付税措置が講じられることとなりました。

県内においても家庭で暖房器具を使用し始める秋口より、新聞、テレビ等で、灯油やガソリンの高値のニュースが報じられているところであります。特に灯油の店頭価格については、11月現在、1リットル当たり103円を超え、昨年同時期と比べて、約1.5倍に上昇しており、家計に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。このような状況に鑑み、町では、生活困窮者に対する灯油購入費の一部を助成する方向で検討しているところでございます。実施時期や対象者、給付方法等、事業の詳細につきましては、現在検討中ではございますが、町民が安心して冬期間の生活を送ることができるよう速やかに事業を実施してまいります。

なお、社会福祉施設に対する暖房費高騰分の助成についてであります。現段階で事業実施の予定はございません。

次に、「公衆浴場に対する燃料費高騰分の助成」についてであります。当町における公衆浴場に該当するのは、町が指定管理させている「よごしやま温泉平内いきいき健康館」となります。指定管理料については、協定書の中で1年ごとに協議して決定することとしております。また、「経済情勢の激変その他の予期することのできない事情を事由に変更可能」という条項もありますので、燃料費の高騰については3月までの決算状況を見て協議することとなります。

漁業者等への燃油高騰分の助成については、当町のホタテガイ養殖は外海の漁船漁業ほど影響はないものと思われますので、平内町漁業協同組合と協議しながら検討してまいります。以上でございます。

議 長（船橋健人君） はい、10番田中光弘君。（「はい」の声あり）

10番（田中光弘君） ただいま未就学児、また小学校、中学校、高校生までの対象者数をお伺いしまして、私もですね、この対象するのが2016年、平成4年度の決算から2年度までの決算書を全部調べてみまして、まず、法定減免のところを抜いての単純な計算でありますので、未就学児は91人、小学生と中学生、高校生については結構ずれがありますけども、ただ、いずれにしてもその拡充した場合の町負担額というのは、私は今の国保財政の会計から見て、拡充しても大丈夫ではないかなというふうに思うわけです。現に、現在の国保の財政基金が1億7,800万円となっております。これはですね、平成26年度に応能割の税率の引上げ、応能割の税額の引上げ率が15パーセントといたしました。このときにですね、平成24年度にまず、国保の財政調整基金が底を突いて、一般会計から9,000万円の法定外の繰入れ、25年度にも1億1,000万円の法定外の一般会計からの繰入れと、そこで26年度にこの歳入不足というのが1億3,000万円ということでその半額を一般

会計からの法定外の繰入れと税率の引上げのこのセットということで予算を組んだと。私は当時、国保のこの引上げに対しては、反対してきましたが、そのときは仕方ないということで賛成いたしました。それがですね、28年が積立で26万円、それが段々増えてきて、年々増えてきて、現在1億7,800万円と。ここで担当課にお伺いしますけれども、平内町の国保財政調整基金の保有額の目安とするこの見込額というのはどのくらいを見ておりますか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、松山課長。

健康増進課長（松山秀子君） 基金の目安的なものはまずございません。ただ、毎年当初予算において基金を取り崩した予算編成を余儀なくされております。ご存じのとおり、当町は所得及び医療水準も高いため、県に納付する事業費納付金が高く、なおかつ毎年1億円以上の激変緩和措置を受けております。この激変緩和措置も令和5年度までの時限付き予定とのことですので、この激変緩和措置がなくなった場合には、負担増が予想されます。こういった状況からも基金は積み立てておきたい、先行き不透明であるからこそ基金は積み立てておきたいと考えております。以上でございます。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、10番田中光弘。

10番（田中光弘君） ということは、今は激変緩和措置はこの当町も受けているということで理解してよろしいですか。（「はい」の声あり）（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、松山課長。

健康増進課長（松山秀子君） そのとおりでございます。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、田中光弘。

10番（田中光弘君） 1億円（「はい」の声あり）、私の想定外でありました。国保のこの保有額の見込額というのは、平成30年度のこの県との広域、以前は保険給付費、過去3年間の保険給付費の平均額の5パーセント程度ということで、当町でいけば6,000万円ぐらいと、広域化になった以降は目安は示されないと、各市町村の判断に委ねるといふふうになってきております。

そこで、今現在、1億7,800万円、しかしながら激変緩和で1億円ということになれば、いっどうなるか分からないというふうな今後ですね、どういう変化が起きるか分からないというようなことで、一定の1億7,800万円、それ以上も積み込んでいかなければというふうな思いがあると思うんですが、私はですね、やっぱりこの均等割の軽減つつうのはやはり子育て支援の一環として見ていかなければならないと思うんです。ということで、これは今までも各市町村で進めているところはそういう観点に立って、進めております。

そういうことでいけばですね、確かに今未就学児までの国での半額を均等割りの半額を公費、そのうちのもちろん町の負担もありますけども、やっぱり子育て支援策としてですね、年間、もしその国の制度以外にこの拡充、高校生まで拡充した場合は、400から500万、そのくらいで済むと思うんですが、その件について、やっぱり子育て支援策として町長の考えというのをもう1回お伺いしたいと思っておりますけども。年間400万円から500万円の負担金で18歳までの子どもたちへの均等割を全額、こう免除できるというそういう考えに、やっぱりなりませんかね。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 高校生までのそのあれということでございますけれども、400万からそこら辺でということでございますけれども、実際やってみないと幾らになるか分からないと。今の繰越しの基金も1億円以上積立でございます。ただ、これも県からのその補助がないといずれは取り崩して、ゼロになる。また赤字になるということになります。そういうことでなかなか厳しいというものでございます。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、10番田中光弘。

10番（田中光弘君）そう申してもですね、ここ3年、4年、5年間の流れを見ますと、そう大きく今後ですね、大きくこの変動することはないだろうというふうに思うわけです。どうすればそういう今の1億円のこの激変緩和を受けていますけれども、なくなった場合は国保会計が厳しくなるという、そういう思いでしようが、この1億円の根拠というのはどういうことですか。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、松山課長。

健康増進課長（松山秀子君）納付金算定時に県から示された額でございます。それが約1億円減ということになっております。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）ちょっとこまい話になりますけれども、平成30年度には保険給付費が12億8,757万円と、納付金が6億円ですか、元年、2年も大体そのぐらいのこの流れで来ておりますけれども、この1億円のそういう援助を受けてというふうに聞いたんですが、やはりそれで、本当に1億円なんですか。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、松山課長。

健康増進課長（松山秀子君）例えば令和2年度であれば、激変緩和の前の額が8億を超えております。それが事業費納付金では1億ちょい減となって6億9,000万円という形になっております。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）はい、この1億円という激変緩和の額、これちょっと頭になかったものですか、ちょっと私の勉強不足ということで、この質問は終わります。

次に、原油の価格についてのこの灯油、いろんな産業とかあるんですけども、この一番身近な灯油費の助成について、もう一度この答弁をお願いします。灯油に関してだけです。

議長（船橋健人君）町長、挙手の上、お願いします。

町長（船橋茂久君）灯油については、今大変高騰していて厳しい状況にあるということでございます。こういうことから、昨年と同時期と比べて1.5倍に上昇しているということで家計に及ぼす影響が大きいということを懸念されます。このようなことに鑑みて、町では生活困窮者に対する灯油購入費の一部を助成する方向で検討しているところでございます。実施時期や対象者、給付方法等、事業の詳細につきましては、現在検討中でございます。今後、速やかにこれを実施していきたいと、こう思っております。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、田中光弘君。

10番（田中光弘君）今、町が助成、支援した場合は、特例交付金の対象だということで、全国の市町村もそういう流れとなっておりますけれども、その以前にその制度ができるまでは独自で助成してきたというところもあります。

例えば、今日も新聞に載っておりましたが、東郡の蓬田村、ここは以前はある程度の制約があったけども、全世帯に灯油の助成をいたしましたと、今別町も全世帯、蟹田は、外ヶ浜町は非課税世帯、ここの3町村はもう前からやっておるわけなんです、そういうことであれば、平内町もそういうふうに今検討しているということですので、対象者をももちろん間口を広げて検討していただきたいということで、私の質問を終わります。

議長（船橋健人君）10番田中光弘君の一般質問を打ち切ります。

ここで、トイレ休憩を取りたいと思います。5分間の休憩を取ります。

11時10分より再開いたします。

(午前11時04分 休憩)

(午前11時10分 再開)

議長(船橋健人君) 休憩を取り消し、会議を再開します。

続いて、6番太田満則君の登壇を許します。「はい、議長」の声あり) はい、6番太田満則君。

6番(太田満則君) 6番太田満則でございます。通告に従い質問いたします。

質問に先立ち、少し所感を述べます。

今年1年は、コロナウイルス感染症に始まり、コロナウイルス感染症対策、三密、そういう対策に振り回され、1年も終えようとしております。感染症が確認されて、間もなく2年になろうとしております。今朝の新聞によれば、感染者数は世界中で約2億6,600万人を超え、死者は526万人を超えておりました。一方、国内では、感染者数が127万7,711人、死者数は1万8,364人と報じられております。人類の歴史は、感染症との闘いであったと最近よく聞きます。私が先月接種したインフルエンザワクチンもその一つであります。全国的にコロナウイルス感染症患者数は、激減しておりますが、強い感染力が懸念される変異株オミクロン株の出現により、危機感が拡大しております。免疫を高めるため、3回目の接種、いわゆるブースター接種が始まりました。これまで我が町のコロナウイルス感染症のワクチン接種の対応は、他の地域の模範となるべきものだったと、こう思います。都市部とは違い、地方には医療資源が少ない、そんな中、コロナウイルス感染症ワクチンの接種が極めてスムーズに行われたと、このように思っております。初めてのことなのに、担当者の労苦には敬意を払いたい、こう思います。

感染者数が少なくなったことに伴い、国は人が集まる場所、飲食を共にする人数や大規模な会場の入場者数緩和策、経済活性化策を決めました。しかし、コロナウイルス感染症の専門家からは、第6波の感染拡大が懸念されております。新たな変異株オミクロンが確認され、世界各国で渡航制限や水際対策の強化策を取っております。我が国でも海外からの来国者を一時停止する措置を取るなど、制限を加える措置を取ることになりました。ところが、12月2日、朝令暮改、空港担当の国土交通大臣が知らない間に、原則入国制限が撤廃されるなど、現場は一時混乱いたしました。寒くなり、例年のインフルエンザが流行する時期となりました。先日の報道で渡り鳥から鳥インフルエンザの菌が採取されたと報じられておりました。私たちの周りにはいろんな菌が漂っていることが分かります。こんなふうに太古の昔からいろんな病原菌と付き合いしてきたのかなと最近しみじみ思います。

それでは、第1点目の「防災減災対策について」質問をいたします。

近年地球温暖化、気象変動の影響も深刻であります。異常気象により台風の大型化、豪雨災害による洪水被害の多発、地震等の自然災害が全国各地で発生しております。加えて積雪地帯では、大雪に伴う大きな被害が頻繁に発生されております。我が国は災害大国とも言われます。そして、発生すれば、死者を伴うことも珍しくありません。この間、被害を受けられた方、怪我をされた方、そして亡くなられた方々にはお見舞いとお冥福を申し上げます。

国でも昭和の建築物が今の建築基準に合致しない、加えて耐用年数が経過し、劣化に伴う被害を軽減するため、国土強靱化策により、道路、橋梁等の改修を進めております。被害状況により、復旧に要する費用の嵩上げがある激甚災害に指定されるほどの被害が甚大なものが最近は多く発生しております。私たちの地域は、これからは除排雪で苦勞いたします。私は、これまで河川に繁茂している雑木の伐採、巨大地震想定の新しい地震対策、浸水被害に対する海水面からの海拔表示板の設置、役場職員が参加した地域の防災訓練の実施、そして災害防災士の育成補助など、この場で何回か質問、提言をしまいいりました。町民の安心と安全のためには、地道な準備と対策の積み重ねが大変重要であります。

町内には小湊川、清水川等幾つかの河川があります。そのうち、何か所かは、国道を横断しております。町内の河川は二級河川です。二級河川の管理は、県に一義的には責任があると思いますが、被害が発生すれば困るのは地域の住人、町民であります。今年8月むつ市での水害被害は甚大なものになりました。河川に流れ込んだ流木が橋梁等の流れをせき止めたからであります。原因の一つに、河川周辺に繁茂している木々があります。早期の伐採撤去等、抜本的な対策が望まれます。そうすれば、被害の軽減が図られます。

町内の河川状況を見ても、大雨が降れば大きな被害につながるとされる箇所が何か所もあります。関係機関に早期の撤去、整備を働きかけるべきであります。そのほか、これまでも町内には大雨が降れば水が溢れる堰、小川、用水路等があります。今年も後苑地区での側溝からの水が溢れる事例がありました。町民からは大雨のときの不安の声を多く聞きます。毎年町内からの側溝等改修の要望が多いことから分かります。住民の不安を取り除くためにも、要望により多く応えてほしいと、こう思います。

現在、河川を工事している場所があります。目についたのは、小湊川の平内交番前です。この場所は、夏にも柳の木を伐採していた場所でもあります。そのほか、夏には内童子地区に近い小湊川上流でも工事をしていたのを見ました。つい先日は、山口地区の明神川上流でも伐採の工事をしておりました。このように、少しずつでもいいから毎年工事を進めるべきです。

しかし、小湊川の今回の工事場所もよく看板を見れば、距離は200メートルです。上流にはまだまだ木々が繁茂しております。私は、清水川、口広、堀差と、毎年見ておりますが、川岸に雑木が繁茂しております。町長は見たことがあるでしょうか。年配者に聞くと、小湊川上流の内童子地区、清水川上流の松野木地区まで昔はアユやウグイが遡上し、採ることができたと、よく聞きます。特に清水川は、至るところに堰堤があり、魚道もなく、魚の遡上ができない状態になっていると思います。清水川の両岸は至るところで雑木等の繁茂が水の流れを悪くしております。大水が出れば、流木により川がせき止められ、大規模な水害が起きても不思議ではないと思います。地域の人たちの不安を取り除く、そういう手続が必要です。水害が起きてからでは遅いと思いますので、是非早期に確認の上、対策を講じるべきだと、そう思います。

次に、2点目の「障害者雇用について」質問いたします。

令和3年3月30日、青森労働局より「令和2年度障害者の雇用の促進に関する法律に基づく市町村等機関への適正実施勧告の実施について」が発表されました。2年度の障害者雇用率が達成していない市町村に平内町が載っております。現状と対策について知らせてほしいということでもあります。

国際機関でも障害者雇用の促進を図る観点から、2006年12月、障害のある人の権利に関する条約を採択いたしました。障害者は建前として健常者と同じ権利を与えながら、実際には雇用、教育、保健、医療、法的面で差別を受けている、このようにされております。国が2014年に締結した障害者権利条約は、障害者の人権と基本的自由を完全に実現することを締結国に義務づけております。

私はこれまで何回かこの場から質問をしてきました。会議録によれば、2018年12月議会、19年の3月議会、そして12月議会であります。2018年に官公庁が障害者の雇用数を偽装、水増ししていた問題が発覚し、翌年の通常国会で改正障害者雇用促進法の一部改正案が全会一致で可決されました。国が障害者を雇用する責務を明確にいたしました。国の機関による障害者雇用の偽装を再発されないためのものであります。今年は1年遅れの「2020東京オリンピック・パラリンピック」が開催されました。特にパラリンピックの理念は、健常者も障害者も共に生きる共生を謳っております。障害者の競技に感動、感激した人も多かったのではないかと思います。

11月29日現在、町の障害者手帳交付者は身体障害者900人、精神障害者145人、そして

介護認定者数は本年10月末現在で745人、合わせると何らかの障害のある人は1,790人です。公表している10月末の町の人口は1万460人ですので、今話をした障害者が重複している分もあるかとは思いますが、割合は約17パーセントに上ります。

本年3月30日付で、青森労働局から我が町を含む16機関に障害者の雇用状況に改善が見られなかったとし、勧告を受けたと、このように思います。

2019年6月1日時点での法定雇用率が未達成だったということでもあります。改正障害者雇用促進法では、公務部門における障害者雇用率を2.6パーセントと定められております。前に質問した際、障害者枠で採用募集をすべきと提案した際には、町長は、障害者という言葉は使いたくないところ場で話しました。私からは、国はじめ県も障害者という言葉を使って募集していると話をしたところでもあります。当然のことと思いますが、その後、職員の募集要項に障害者という言葉が入りました。入ったので、なぜそのように表記したのかと改めてこの場で質問をした際には、その文言が適当と判断したからと言っておりました。当たり前と言えば当たり前で、それまでの認識が違っていたのかなと私は思います。しかし、表記して、募集したとはいえ、結果的に障害者が採用されていないと、このように、前には聞きました。今はどうなっているのか知らせてほしいと、こう思います。

障害者雇用促進法の規定に基づく障害者雇用率、いわゆる法定雇用率について、地方公共団体では、平成30年4月1日には、それまでの2.3パーセントから2.5パーセントに引き上げられ、さらに本年3月1日からは、2.6パーセントになったところでもあります。ここ数年の町の雇用率の推移を知らせてほしい。併せて、町はこれまで障害者雇用率を達成したことがあるのでしょうか。というのは、障害者の雇用促進等に関する法律第37条では、雇用に関する事業主の責務、38条では、国及び地方公共団体の義務、そして第39条では、採用状況等の通報が定められております。それに基づいて、関係機関に報告したと思います。障害者雇用率を達成していない機関にあっては、障害者採用計画を作成しなければならないほか、都道府県労働局長は、特に必要があると認めるときは、当該市町村の任免権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関する勧告を行えるということになっております。これは令和元年6月1日法定雇用率未達成で、令和2年1月1日、採用計画の作成、実施、1年間の計画でございます。つまり2年12月31日、障害者採用計画の期間満了、3年3月末採用計画の実施率、実雇用率が基準を満たしていない場合に該当し、我が町に適正実施勧告が発せられたものと思います。この報告の内容についてお知らせください。以上、壇上からの質問を終わります。

（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） それでは、太田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の「防災減災対策について」ありますが、今年の8月には、むつ市を中心とする下北地区において、豪雨による大規模な災害が発生し、土砂災害が国道に架かる橋が落ちたことにより、交通が寸断され、市民の生活に大きな影響を与えました。議員ご指摘のとおり、当町においても、国道を横断している河川が複数あり、その主なものとして、小湊川、清水川、明神川などの県が管理する二級河川となっております。これらの河川が一たび大雨により氾濫などを起こせば、国道4号が寸断され、町民の生活に大きな影響を与えることが予想されます。特に、災害発生の原因となる河川内の雑木の伐採や、堆積土砂の撤去等については、行政連絡員からの要望事項にも複数上がっていることから、県に対しましては、毎年、その旨を説明し、対策をお願いしているところであり、昨年度は小湊川、清水川、明神川、盛田川、長沢川の5河川において、今年度は、小湊川、明神川、盛田川の3河川において、雑木の伐採や堆積土砂などの撤去を行っており、今後も引き続き要望していくこととしております。

また、町管理の普通河川につきましては、川幅が狭く、常に水の流れがある状態であることから、雑木等の繁茂はありませんが、場所によっては土砂が堆積しており、流れを阻害し、災害を誘発する可能性がある箇所もあることから、行政連絡員からの要望箇所の確認や、職員によるパトロールを行い、必要に応じて河床の整理等を行っております。

いずれにいたしましても、災害を未然に防ぐための対策や、また仮に災害が発生した際にも被害を最小限に抑えるための対策を県と連携していきたいと思っております。

ちなみに、私も町内の河川については、一応一通り見回って、認識しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2点目の「障害者雇用について」であります。まず、令和3年度末時点の障害者数の見込みにつきましては、正職員、会計年度任用職員合わせて5名、実雇用率は1.64パーセントとなる見込みです。国の示す法定雇用率2.6パーセントを下回り、不足となる職員数は2名になる見込みです。令和元年度から正職員につきましては、障害者枠を設定して、職員募集を行い、本年度ようやく1名の方を採用することができました。

しかしながら、令和3年3月31日をもって、正職員1名、会計年度任用職員1名、計2名の方がそれぞれ退職となったこともあり、なかなか改善に向かわない状況のため、青森労働局より勧告を受けたところでございます。

今年度は、各課等において会計年度任用職員を採用する予定がある場合は、障害者の雇用が可能な業務かについても検討し、可能な範囲で障害者を雇用する予定でありましたが、採用には至っておりません。しかし、今後も、会計年度任用職員での障害者雇用と、来年度は正職員の障害者枠でも募集も行い、国の示す法定雇用率に達成できるよう努力してまいりたいと思っております。以上でございます。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、6番太田満則君。

6 番（太田満則君） 今、河川の状況を聞きました。今話するみたいに、私が見ていなかったところもあったのかなど、こう思います。私、釣りが趣味なもので川にはよく行きます。そういう意味であちこちの川を見ております。先ほど話した清水川上流、昔は本当に薬師の橋の近くまで行って、いっぱい魚釣った記憶があって、つい先日、地域の人から聞いたら、もう魚の姿は見えないよってというような感じなんですよ。それは、先ほど話したみたいに、堰堤があって魚道がないということも一つです。また、川の周りに雑木がいっぱい生えていると、そして川の流れをせき止めていると、これも原因の一つだと思います。

先ほど話したみたいに、平内の河川、二級河川で県が管理だと、しかし、県が管理だからといって、手をこまねいているわけにはいきません。先ほど話したみたいに、いろいろな突発的な大雨が降ったりするケースが最近頻発しております。ですので、やはり災害になってからではやっぱり遅いわけですよ。ですので、日頃から一遍にできないとしてもやはり手をつけて幾らかでも少なく災害が治まるようにと、こういう対策は本当に必要だと思います。

ところで、先ほど話した平内交番前の工事、今しております。私、交番前のその工事をやっているところに立て看板、工事の立て看板があるわけで、見てきましたら「命と暮らしを守る防災減災洪水被害を防ぐため、樹木の伐採及び土砂の撤去をしています」このように記載されておりました。先ほど、私、壇上でも言った、そのことがここで表記されているんでないかなど、私は本当に昨日見て、ああこういう工事名の書き方もあるのかと感心しました。感激しました。ともすれば、今までは、何々工事と、何々工事ですので、それらの工事を指しているのかなど、舗装工事だ、掘削工事だ、建設工事だと、ああ、そうかなど、こう思っていましたけども、やはり最近の被害というのは、今県の方た

ちが表記したこういうことなんだろうかと、それが地域の人たちの目線に合う工事名なのかなと、こう思っていました。

先ほど話したみたいに、町長は県の町村会の会長という職名柄、あちこちの会議に顔を出すかと思えます。是非、この後もこの河川の流域の雑木等の撤去、土砂の撤去、折れることなく、声を続けてほしいなど、このように思います。

そして、私は、この先ほど話したみたいに、清水川、町長は見だと、こうおっしゃるんで、見えたんだろうと思います。薬師の橋から国道までの間、なかなかもう人が通れないぐらい道路も木々が繁茂してございました。当然、人が歩けないというぐらいですから、人が入って、雑木を片づけたと、私は片づけられねんでねがなと思います。ですので、いま一度、ああいうところを確認してほしいなど、そして、話をしてほしいなど、このように思います。

そして、次の障害者雇用についてであります。町のホームページには、町長部局、教育委員会が定めた障がい者活躍推進計画、そして目標、取組内容が記されております。これは令和元年障害者雇用促進法一部改正案が可決された際に、附帯決議がなされ、障がい者活躍推進計画の作成に当たっては、障害者団体や、当事者の参画を得て策定するようにと、このように書かれておりますが、私のほうではそういう人たち、あるいは団体を参加させて策定したものでしょうか。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、太田議員。

6 番（太田満則君）参加させてねがったらさせてながったということで、私は、今回はいいんでないかなと思っておりますが、しかし、法律の下はそういう具合にして、参加させると、そういうことが前提ですので、忘れてであったと言うのであれば、それはそれなりですけれども、そこを確認したい。

（「暫時休憩」の声あり）

議長（船橋健人君）暫時休憩します。

（午前11時42分 休憩）

（午前11時45分 再開）

議長（船橋健人君）休憩を取り消し、会議を再開します。

太田満則議員の質問に対し、答弁をお願いします。（「はい、議長」の声あり）はい、塩越課長。

福祉介護課長（塩越信子君）太田議員の質問にお答えいたします。

町の第6期平内町障害福祉計画、第2期平内町障害児福祉計画が先ほど太田議員が申し上げた計画ということであるならば、こちらの計画策定する際には、委員会開きまして、その中には障害者団体、障害者福祉施設の方、参加しております。以上です。

議長（船橋健人君）はい、太田議員。

6 番（太田満則君）分かりました。その前提の会議にはそういう方々を参加して、参画してもらって意見をもらっていると、そういうことでございます。ただ、この策定そのものの法律そのものは、やはり障害者本人というのが私は前提だと思いますので、策定計画、策定計画だとしても、やはり障害者に直接関わるこういう類いのものは、やはりそういう人たちの生の声を聞いたほうが私はより実態に即した採用、雇用ができるんでないかと、私はこのように思います。これからまた新しくつくる際には、当然そういうのを前提にして計画をつくっていただきたい、このように思います。

そこで、先ほど、町長は、雇用率が達成されていないと、こういう話をしました。障害者の数は何人だと、その何人を分母で割ると、その分母の中にももちろん正職員、臨時の職員、あるいは会計任用職員、こういう数字がカウントされるんでしょ、その中から先ほど話したみたいに、障害者に該当する人が分子となると、それを割り返して、雇用率というものを出しているかと思えます。障害者雇用を拡大するには、拡大、拡充と言うんですか、それは最適なものは障害者が働くことができる仕事、

障害者が働ける仕事を役場内で見つけることが大事だと、これは先日、私が青森労働局の担当者に面会して聞いてきた話です。要するに、障害者を雇用するには、この仕事ってば、この仕事なんですけれども、障害者の人が実際にやれる仕事を探してやると、これが大事だよと、このように国の担当者は言っていました。話を聞いて、ああなるほどなど、こう思いました。

確かに、朝から晩まで8時間労働、いや、8時間労働はちょっと無理だなと、3時間だったらできると、3時間できるのであれば、3時間できる人を2人、あるいは3人雇えばそういうのは達成できるよと、その仕事も初めからこの仕事ってしゃべるんでなくて、その人に合った仕事を見つけてやると、これが国の担当者の言い方でありました。

ですので、私は、やはりそういう心構え、そういう気持ちが大事なんでないかなと、そうすれば、その障害者の人たちも、楽な気持ちで働けるんでないかなと、このように思いますので、いろんなことをやっぱり検討してほしいなと思います。町長、どうでしょう。（「はい、議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、町長。

町長（船橋茂久君） 太田議員が労働局の係の方に聞いてきたという話ですが、我々はその中身を具体的な中身は知りません。そうなんでしょうけども、ただ、いずれにいたしましても、役場の中で、障害者ができる仕事、我々はこれについて抽出している。その仕事について採用を行うという、こういう形だと思います。以上です。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、太田満則議員。

6番（太田満則君） 今、話したみたいに、国は雇用率を設定して、それを確保しなさいと、こういう法律なわけですよ。ですので、この後もこういう具合にして、不名誉な感じで、こうインターネット等に載る、やはりこういうのは避けるべきでないかと、避けるためにも、是非これから後も障害者雇用にいろいろな方策を講じて、邁進してほしいとこのように思います。これで私の質問を終わります。

議長（船橋健人君） 以上で6番太田満則君の一般質問を打ち切ります。

ここで、昼食のため暫時休憩いたします。

午後は13時より再開いたします。

（午前11時52分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（船橋健人君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

午前に引き続き一般質問を行います。

4番亀田弘徳君の登壇を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、4番亀田弘徳君。

4番（亀田弘徳君） こんにちは。4番亀田弘徳です。それでは、通告に基づきまして質問いたします。

私の質問は大きく二つあります。

一つは、観光資源の掘り起こしと整備についてです。もう一つは、ポストコロナ、ウィズコロナでの地域学校協働活動の在り方についてであります。

それでは、質問いたします。

一つ、「観光資源の掘り起こしと整備について」。

新型コロナウイルス感染症の流行により観光に絡んだサービス業は深刻なダメージを受けました。1年半以上にもわたる新型コロナウイルス感染症との闘いは、ワクチン接種の進行に伴い、ようやく落ち着きを見せてまいりました。国は、Go Toトラベルなど各種サービス業のダメージからの回復を図ろうとしております。

我が町もこの機に合わせて改めて町の観光資源の掘り起こしと整備を行い、関連産業の振興と町のイメージアップに取り組むべきであろうと考えております。

そこで一つ、歌の散歩道周辺の環境整備についてであります。町では、大島パーク「歌の散歩道」歌碑、句碑の建立事業を行っております。散歩道の歌碑、句碑は、時期によって雑草などが繁茂し、隠れてしまったりしております。歌の散歩道を観光資産として捉えたときに、ゴールデンウィークやお盆など夏泊半島を周遊する観光客が増える期間に観光資産としてこれを活用できるよう適切な雑草の刈払いが必要かと考えます。

この観光資産として「歌の散歩道」を活用する方策について、町の考えをお伺いいたします。

二つ目は、以前発行されました「平内じゃらん」は夏泊半島ドライブガイドと銘打ってドライブを楽しむためのルートマップが掲載されております。マップには、浦田地区から稲生地区の間は何もない状態でありますけれども、この間のルートには景勝地として活用できる奇岩が並ぶ道となっております。これまでは交通の難所であったため、潜在的な観光資源であっても活用ということは考えられませんでした。これまでの交通の難所であったため、潜在的な観光資源であっても活用ということは考えられなかったとありますが、道路も広がり、交通の便が改善したことで、観光資源としての活用ができるようになったと考えます。沖縄などの観光先進地では、景勝となる奇岩などに「ハートロック」などと名付けを行い、観光資源を資産化し、観光事業に役立てております。我が町でも景勝地として活用できる場所は積極的に名付けを行い、観光事業への活用を考えるべきと思いますが、町の考えをお聞かせください。

二つ目は、「ポストコロナ、ウィズコロナでの地域学校協働活動の在り方について」であります。

地域をよく知る方々や保護者、組織などの幅広い地域住民の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、学校を核とした地域づくりを目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携、協働して行う地域学校協働活動があります。この活動について、町の考えや計画をお伺いいたします。

一つ目は、町では、協働活動ボランティアを募集しているところでもありますけれども、新型コロナウイルス感染症の流行により、地域学校協働活動は、様々な影響を受けたと考えております。現在の状況と計画がどのようになっているのかお伺いいたします。

二つ目は、弘前市の船沢中学校では船沢中学校支援地域本部、船沢中学校おやじの会を立ち上げて、地域学校協働活動を行っており、活動としてねぶた絵製作・運行を核に、地域ぐるみで子どもたちを見守り育てる学校支援をしております。

平内の夏祭りでは、これまで地域住民有志がねぶた製作・運行を子どもたちを交えて行っておりましたが、それが難しくなってきたり、取りやめるところも出てきております。船沢中学校の事例を学んで、地域学校協働活動としてこれを行えるようにならないか、町の考えをお伺いいたします。

令和3年度の平内町教育委員会が発行しました「平内町の教育未来への挑戦」の中では「平内町の芸術、文化の基本方針と重点目標として平内町の優れた郷土の芸術、文化を未来に伝えるため、長期振興計画に掲げる基本施策に基づき、歴史文化的遺産の保存、展示及び活用、また、伝統芸能の継承活動等の支援体制を整備する」とあります。こうした事柄を、例えばこうしたねぶたの製作・運行などから始まって、周辺へ広げていき、地域学校協働活動から入って、文化団体の育成を支援する、そうした観点などで施策を構築するのはどうかと考えまして、質問させていただきます。壇上からの質問は以上です。（「議長」の声あり）

議 長（船橋健人君）はい、町長。

町 長（船橋茂久君）それでは、亀田弘徳議員のご質問にお答えいたします。

まず、第1点目「観光資源の掘り起こしと整備について」であります。平内町の観光エリアは大

きく分けて、夜越山エリアと夏泊半島エリアの二つとなっております。夜越山は昭和38年の全国緑化大会を契機として、町有地100ヘクタールを活用した森林公園となっており、一方、県立自然公園である夏泊半島は、風光明媚な海岸線を有する陸奥湾に面し、天然記念物のヤブツバキや特別天然記念物のオオハクチョウが渡来する浅所海岸が見どころとなっております。

ご質問の一つ目「大島パーク歌の散歩道整備と活用について」であります。通称大島パークは、青森県が平成10年に「夏泊公園線道路環境施設」として、駐車場、トイレ、広場、遊歩道などを整備し、町が管理を委託をされております。施設内に夏泊半島活性化推進協議会が整備した県知事や県内の代表的な俳人である成田千空、増田手古奈や江戸時代の民俗学者菅江真澄などの歌碑もあり、「歌の散歩道」と呼ばれております。

また、大島パークから続く海岸線には、夏泊半島活性化推進協議会と平内町文化協会が主催して行った夏泊半島俳句大会の優秀作品も揮毫されており、訪れる観光客の散策の楽しみの一つとなっております。一方、管理については、春と夏の年に2回の草刈りを行っておりますが、半島全体をカバーしての除草作業では、これ以上は大変難しいものがあります。しかし、今年度中には大島の売店近くのトイレが新しくなりますので、次年度からは「北限のつばき」や、「歌の散歩道」など、大島周辺のPRの強化と周辺の除草には力を入れていきたいと考えております。

次に、二つ目「夏泊半島の景勝地の活用について」であります。平内じゃらん「夏泊半島一周ドライブガイド」には、「椿山」「立石」「浅所海岸」と東側の記載はありますが、西側の記載がないのは車から直接見えないところが景勝地であることが多いからだと思います。しかし、本当に景色が素晴らしいのは、海から見る島々と入り組んだ西側の海岸線ですので、ドライブルートとは別な形で紹介していきたいと思っております。

ただ、浦田、稲生間には、形が神官の烏帽子に似ていることから命名された別当岩（石ともいう）という奇岩がありますので、男鹿半島のゴジラ岩や湘南海岸の烏帽子岩のようにルートにも記載し、宣伝していきたいと考えております。幸いにも、現在、平内じゃらんの改定の作業中でございますので、議員ご指摘部分も参考にさせていただき、制作してまいります。

次に、2点目の「ポストコロナ、ウィズコロナでの地域学校協働活動の在り方について」の一つ目と二つ目の御質問については、関連性がありますので、一緒に答弁させていただきます。

当町の地域学校協働活動につきましては、昨年「地域と学校が連携及び協働して地域全体で未来を担う子どもたちの夢に向かって生き抜く力及び学力を育むこと」を目的として本部を立ち上げ、本年3月16日に運営委員会を開催し、本格的に今年度から動き出したばかりでございます。

現在のボランティア数についてですが、団体登録が5団体と個人登録が31人となっており、各学校からの要請により地域学校協働活動推進員が窓口となり、学校と地域との連絡調整を行い企画・推進を行っている状況にあります。主な活動としては、朝の読み聞かせや版画、ミシン等のクラブ活動の見守り・サポートや講師等、野外での活動としては、東平内中学校と地域が連携し「販売体験学習」を実施しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響についてであります。先般の「青森県新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージ」を受け、各学校が9月1日から9月30日まで外部人材の来校ができなくなったことにより、一時休止状態となっておりますが、パッケージ解除に伴い、順調に動き出しているところでございます。

さて、夏祭りへの参加についてであります。町では、現在、学校での授業や野外活動等へのボランティアの要請に応じた活動を主に実施していることから、現段階では地域学校協働活動として、夏祭りに参加することは現時点では厳しいものと考えております。

しかしながら、児童・生徒が地域に出向いて交流することは大事なことであることから、今後学校及び地域から自主的な要望があれば、地域と連携して進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解くださるようお願いいたします。以上です。

議長（船橋健人君） はい、4番亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

4番（亀田弘徳君） 答弁、ありがとうございます。

それでは、一つ目の観光資源の掘り起こしと整備についての中の歌の散歩道の草刈りの件ですけれども、今、その春と夏の2回行っているけれども、草刈りそのものは範囲が広くてなかなか大変ということでありました。例えばこれを多くの部分ではないにしろ、エリアを分けるなど、エリアを分けるか、その回数のうち、何回かをシルバー人材センターへの草刈り作業の委託、あるいは平内町の文化協会への委託みたいなことを考えることもできますが、これについてはどういうふうに思われますか。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、逢坂課長。

水産商工観光課長（逢坂重良君） ただいまの亀田議員のご質問にお答えいたします。

確かに現在募集している草刈りの人数ですと、2回しかできないというのが実情でございます。ということで、人を募集してもなかなか集まらないものですから、来年はある一部をシルバー人材のほうにお願いするというので、今社会福祉協議会のほうとちょっと話は進めておりました。ですから、思ったよりは何回か多く周辺を強化するという意味で除草のほうをできるかと思っております。以上でございます。

議長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

4番（亀田弘徳君） ありがとうございます。計画の中に入っているということでこのあたりは期待したいと思います。

観光資源を掘り起こすに当たっては、いろいろ整備が必要ということでありまして、今現在、私は夏泊のところの大島、椿山からぐるっと回って浦田あたりのところをもうちょっとこう不活化させてほしいなと思って質問しておりまして、今、椿山のさわやかトイレのところにありました観光の看板というのが今、取り外しされているわけですけれども、この観光産業の掘り起こしてというのは看板を立てて、そのみんなの見た目を引くというのが必要だと思うんですけれども、今現在のそうした事業というのはどういう感じで進めるつもりなんでしょうか。

議長（船橋健人君） はい、逢坂課長。

水産商工観光課長（逢坂重良君） はい、お答えいたします。

椿山のところの看板は、今年の強風で木が倒壊したときに壊れてしまいました。ということでそれは今順次直して、別な場所へ考えております。

あと、今回補正で計上したんですけれども、広域のほうの看板の補助金がまだありますので、それを使って、椿山をちゃんと紹介しようということで、椿山の入り口に入る部分ですね、あそこに椿山を案内するような看板も新設を考えております。以上でございます。（「はい」の声あり）

議長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。

4番（亀田弘徳君） ありがとうございます。そうすれば、これからの夏泊半島の観光資源の掘り起こしと整備については期待して、これからずっと見ていきたいと思っております。

それでは、次のポストコロナ、ウィズコロナでの地域学校協働活動の在り方についてで、私、今平内の夏祭りのねぶた運行を取りやめるところが出てきているというのに少し危機感を持っていて、うまくこれを地域学校の協働活動と絡めて町の活性化のほうにつなげていけないかということで質問させていただいたんですけれども、今、中学校が統合されます。今まで違うところに居た子どもたちが一つ

の中学校に入るといふことで、やっぱり別の小学校から卒業して一緒になるということであれば、それぞれの子どもたちのコミュニケーションをすこいまとめるというか、融合させるというか、仲良くさせていかなければならないという面もあって、なかなか難しいことと思うんですが、例えば、こうしたねぶたの運行とかを地域学校協働活動といふことで、何とか立ち上げれば、クラスがまとまるとか、別の地域から来ている、一つの共同作業、楽しい祭りの共同作業というのをやっていく中で、ちょっとこう仲よくなれるんでないかなと思つて、ちょっと質問させていただきました。この地域学校の協働活動といふのは、今後例えばねぶた運行みたいなのは今考えていないということではありましたが、統合中学校になった後の小学校から中学校に上がってきた子たちをうまくみんな溶け込ませていくような方策といふのは何かちょっと絵図面みたいなのは考えておられますでしょうか。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、教育長。

教育長（渡辺伸一君） 亀田議員の質問にお答えいたします。

地域学校協働活動、こちらですね、確かに夏祭り参加は非常にいいことだと思うんですけども、この事業自体、平内町まだ緒に就いたばかりでございます。熟成していない中で最初からハードルを高めるといふことは、この実態そのものがしぼんでいく可能性があるんで、今はまだ時期尚早かと。ただ、統合に当たりまして、今後もまたお知らせするんですけども、今までやっていた小学校陸上競技大会、あれも人数が減ってきてまして、来年度からはですね選手だけではなく、4年生以上、全児童が参加できるように交流スポーツ大会、あるいは宿泊研修のほうも交流の場を増やしていく、そういう予定としておりますので、ご理解願います。

議 長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

4 番（亀田弘徳君） 答弁、ありがとうございます。小学校のほうのその陸上競技会を4年生以上全員参加という形で地域の子どもたちをまとめて仲良くしていくというような形を図っているということを知りて安心いたしました。今後立ち上げたばかりのこの協働活動なんですけれども、これから年次を重ねていって、私の気持ちとしては最終的にはねぶた運行みたいのところへ持っていって、うまく町の活性化、夏祭りの活性化のほうにつなげていきたいと考えております。以上で質問を終わります。

議 長（船橋健人君） 亀田弘徳君の一般質問を打ち切ります。

以上で一般質問を終わります。



日程第2 質 疑

議 長（船橋健人君） 日程第2、「議案第84号」から「議案第100号」まで、以上17件を議題とし、質疑を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、4番亀田弘徳君。

4 番（亀田弘徳君） 質問としては2つあります。一つずつやらせていただきたいと思います。

一つはですね、議案書の33ページにあります廃棄物処理施設管理運営事業費というのが補正で9,000万、4,000万ですね、4,000万ほど増えておまして、今年度の予算のときに、処理費の単価が非常に上がったといふことで、予算の段階で今年度の予算の段階で結構大きな金額になっていたかと思つてんですけども、今回の補正でもやはり金額がちょっと4,000万円という感じで増えておまして、これについて処理単価が上がっているのか、それとも量、処理すべき量が今回増えてしまったのか、そのためでその4,000万円ぐらいの補正になったのか、その辺りをお聞かせいただければと思つてます。

議 長（船橋健人君） はい、逢坂課長。

水産商工観光課長（逢坂重良君） 亀田議員のご質問にお答えいたします。

今年の今ここで補助金を盛っているのは、残渣に関わる経費全てを町の負担ということで半分出すということで決まっておりますので、その経費でございます。今年はですね、総事業費で1億8,120万ほどかかります。3月までという予定でございます。これの内訳としては、残渣量が増えた部分、また、単価が上がった分を含めまして、残渣の処分だけで1億6,500万ほどかかりますので、足して1億8,120万、その半分ですので9,060万、当初5,000万ほどの予定で、毎年5,000万ちょっとぐらいの、前後の金額でしたので、予定していたんですけども、足りない分4,060万を補正いたしました。以上でございます。

議 長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。（「はい」の声あり）

4 番（亀田弘徳君） この質問、続きです。単価幾らから幾らぐらいまで増えたんでしょうか。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、逢坂課長。

水産商工観光課長（逢坂重良君） まず、処理費の単価ですけども、大体3万円のものが5万円になりました。それから量的なものですけども、平均で2,500トンぐらいだったんですけども、今年は3,415トンということで、量的にも増えているし、単価も上がって、ダブルパンチでこのように増えました。以上でございます。

議 長（船橋健人君） はい、亀田弘徳君。

4 番（亀田弘徳君） それでは、もう一つのほうの質問です。

48ページの12款の公債費の利子で、長期債償還金利子が1,500万ほど減っております。例えば借り換えでその利子分払わなくていいということであれば大変いいことだと思いますが、ここに出ているのが1,500万分の利子が減額されましたというだけの資料でしたので、どういう形で減になったのかということをお聞かせいただければ、お願いします。（「はい」の声あり）

議 長（船橋健人君） はい、工藤指導監。

総務課指導監（工藤英仁君） お答えいたします。

こちら1,500万円の減額となっておりますが、当初予算編成時点で令和元年度までの借入分の利子約2,200万円と令和2年度借入分、こちらは消防庁舎の建替えと、防災無線の更新で、単年度にして多額の17億円を想定しておりました。その17億円の1パーセントの利子1,700万円を足して3,900万円というふうに当初予算では計上しておりました。ただ、借入れをしていく中でですね、やはり単年度借入額が多く、公的資金のほうが民間資金よりも利率は高いんですが、単年度の借入れが多いものですから、民間資金への振替額が発生いたしました。なので、利率が下がっております。

また、公的資金の借入れに際しても、償還年数が長期にわたる借入れに関しては、利率が高くなる傾向があって、1パーセントと割と余裕を持って予算措置しておるんですが、実際借入れしたところ、市場金利の関係で高くても0.5パーセントであったということで、所要額の見込額が減ったということで今回1,500万円減額しております。以上です。

議 長（船橋健人君） そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 異議なしと認め、質疑を終結します。



日程第3 議案付託

議長（船橋健人君） 日程第3、議案の付託を行います。

お諮りします。

「議案第84号」から「議案第92号」及び「議案第100号」の各案件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、以上の各案件は、議案付託表のとおり各委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

明日9日は各常任委員会開会のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君） 異議なしと認めます。

したがって、9日は休会となります。

来る12月10日は午前10時から開きます。

本日はこれにて散会します。

どうもご苦労さまでした。

（午後1時27分 散 会）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1、総務福祉・経済文教常任委員会報告
 日程第 2、議案第93号 平内町役場の位置を変更する条例案
 日程第 3、議案第94号 平内町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
 日程第 4、議案第95号 平内町営住宅条例の一部を改正する条例案
 日程第 5、議案第96号 平内町立小中学校設置条例の一部を改正する条例案
 日程第 6、議案第97号 平内町就学援助費補助金交付条例の一部を改正する条例案
 日程第 7、議案第98号 平内町特別支援教育就学奨励費交付条例の一部を改正する条例案
 日程第 8、議案第99号 平内町立学校の施設使用条例を廃止する条例案
 日程第 9、発議第10号 ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書案
 日程第10、議員派遣の件

出席議員 11名

議 長 船 橋 健 人君	副議長 木 村 良 一君	2 番 田 中 大君
3 番 小笠原 智鶴子君	4 番 亀 田 弘 徳君	5 番 田 中 茂 勝君
6 番 太 田 満 則君	7 番 七 尾 潔君	8 番 倉 内 清 一君
9 番 佐々木 徳 正君	10番 田 中 光 弘君	

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者職氏名

町 長 船 橋 茂 久君	副 町 長 山 田 光 昭君
総務課長・選挙管理委員会事務局長 倉 内 仁君	総務課指導監 工 藤 英 仁君
企画政策課長 田 中 正 美君	税 務 課 長 渡 邊 仁 志君
町 民 課 長 工 藤 隆之進君	福祉介護課長 塩 越 信 子君
福祉介護課指導監 竹 達 暁 教君	健康増進課長 松 山 秀 子君
健康増進課指導監 大 水 要君	農政課長・農業委員会事務局長 飯 田 千代志君
水産商工観光課長 逢 坂 重 良君	地域整備課長 佐々木 隆 志君
地域整備課上下水道管理室長 三津谷 博君	会 計 管 理 者 飯 田 剛 志君
平内中央病院事務局長 小 形 正 樹君	消防監消防署長 木 村 秀 人君
教 育 長 渡 辺 伸 一君	学校教育課長 須 藤 鉄 博君
生涯学習課長 船 橋 英 樹君	

事務局出席者職氏名

議会事務局長 佐々木 一 成 事務局長補佐 片 山 潤 一

振鈴（午前10時 開 会）

議 長（船橋健人君） おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員が11人でありますので、会議は成立します。

日程に入る前に総務課長より、報告があります。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君） 議長のお許しをいただきました。

昨日の総務福祉常任委員会におきまして、太田議員からの御質問「ホタテ貝柱」につきましての、答弁につきまして、訂正がありますので訂正してお答えいたします。

ふるさと納税「ホタテ貝柱」返礼品につきましては、町の特産品として出店しております、町の事業者を確認いたしました。

また、出店、掲載しております「ホタテ貝柱」が、ふるさと返礼品として、国の基準を満たしているかの点につきましては、製造加工品が、全て100パーセント平内町で生産されたほたて貝でなくとも、町内で製造加工して、販売を行っている場合は、ふるさと返礼品の基準を満たすこととなります。

私の「ふるさと納税」返礼品につきましての、確認不足によるものであります。ここに深くお詫びいたしまして、訂正いたします。

議 長（船橋健人君） 以上のように訂正がありましたので、よろしく願いいたします。

本日の会議は、議事日程表第3号により進めます。



日程第1、総務福祉・経済文教常任委員会報告

議 長（船橋健人君） 日程第1、総務福祉・経済文教の各常任委員会から、議案審査報告書が提出されました。

会議規則第37条の規定により、「議案第84号」から「議案第92号」及び「議案第100号」の以上10件を一括して議題とします。はじめに、総務福祉常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）4番、亀田弘徳君。

総務福祉常任委員長（亀田弘徳君） 総務福祉常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「議案第84号 令和3年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第85号 令和3年度平内町国民健康保険特別会計補正予算案」、「議案第92号 令和3年度平内町介護保険特別会計補正予算案」以上、3件について、12月9日審査会を開き慎重審査の結果、いずれも「可決すべきもの」と決定いたしましたので御報告いたします。

議 長（船橋健人君） ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。

続いて、経済文教常任委員長の報告を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい10番、田中光弘君。

経済文教常任委員長（田中光弘君） 経済文教常任委員会の議案審査の報告をいたします。

当委員会に付託されました「議案第84号 令和3年度平内町一般会計補正予算案」のうち所管部分、「議案第86号 令和3年度平内町国民健康保険平内中央病院事業会計補正予算案」、「議案第87号 令和3年度平内町水道事業会計補正予算案」、「議案第88号 令和3年度平内町特殊索道事業特別会計補正予算案」、「議案第89号 令和3年度平内町農業集落排水事業特別会計補正予算案」、「議案第90号 令和3年度平内町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算案」、「議案第91号 令和3年度

平内町公共下水道事業特別会計補正予算案」、「議案第100号 平内町道路線の認定について」以上8件について、12月9日審査会を開き慎重審査の結果いずれも「可決すべきもの」と決定しましたので報告いたします。

議長（船橋健人君）ただいまの報告に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより「議案第84号」から「議案第92号」及び「議案第100号」以上10件を一括して採決します。

お諮りします。付託案件に対する委員長報告は、議案は「可決すべきもの」であります。本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって、「議案第84号」から「議案第92号」、及び「議案第100号」の各案件は、議案は「可決」と決定しました。



日程第2、議案第93号 平内町役場の位置を変更する条例案

議長（船橋健人君）日程第2「議案第93号 平内町役場の位置を変更する条例案」を議題とします。本案について、説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）（「議案第93号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。（「はい、議長」の声あり）はい、小笠原智鶴子議員。

3番（小笠原智鶴子君）11月29日に開催された、全員協議会で、新役場庁舎建設予定地について説明を受けましたがアンケートの回答率が37.4パーセントで広く町民の意見を聴いたと考えられますでしょうか。建て替え場所の要望を見ると、現在地28パーセント、旧病院跡地22パーセント、旧少年院跡地47パーセントとなっていますが、単純に多いところで考えるべきでしょうか。回答した半数が小湊地区にあるべきと考えた数字と考えますが、その辺はどう考えてますでしょうか。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの小笠原議員のご質問にお答えいたします。アンケートの結果につきましては、統計学上30パーセントを超えているという回答でありますので、これについては問題がないものと認識しております。以上です。

議長（船橋健人君）はい、そのほか。はい、10番田中光弘君。（「はい」の声あり）

10番（田中光弘君）アンケートについてでありますけども。このアンケートの調査対象項目というのは、現在地、旧病院跡地、旧少年院跡地それと、その他ってあるんですが、実際その他の場所ってというのは、ほんの僅かであって、半分が少年院と、私が聞きたいのはですね。調査する前にですね、公共施設のワーキングチームですか、ワーキングチームでは、この現在地の中でも、隣接の用地を買収することも、検討するというふうなことがあるわけなんですけど、実際にはそのアンケート調査の対象候補には対象になっていないと、どのように検討したのかと、検討した結果どうして対象、アンケートの調査、対象項目に入れなかったのかと、その点についてお伺いいたします。（「議長」の声あり）

議長（船橋健人君）はい、総務課長。

総務課長・選挙管理委員会事務局長（倉内 仁君）ただいまの田中議員のご質問にお答えいたします。

アンケートにつきましてはですね、庁内で検討会議又はプロジェクトチームによる検討会議の中ではですね、現在地も含めて、隣接地の案もでましたけども、隣接地につきましては、地権者の方からの同意、また不確定なものをですね、町民の方に示してですね、買収できるという見込みで例えば現在地が建ちますよってということを町民の方に示すことはできないだろうということで、アンケートのほうでは現在地というかたちの、標記いたしました。以上です。

議 長（船橋健人君）質疑を終結することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（船橋健人君）質疑を終結します。これより討論を行います。（「はい」の声あり）はい、小笠原智鶴子議員。

3 番（小笠原智鶴子君）「議案第93号 平内町役場の位置を変更する条例案」について、反対討論を行います。今回のアンケート結果だけで判断するのは、広く町民の意見を聴いたことにはならないと考えます。この結果から、私は小湊地区に役場を残してほしいという思いを感じました。町の基軸となる役場が、駅、郵便局、銀行、そして商店街や飲食店の近くにあるべきと考えます。元は代官所があり、寺があり歴史的にも小湊地区に役場があることは、意味があるのではないのでしょうか。

役場新庁舎建設候補地検討報告書で、現在地について「長年にわたり、庁舎を中心に町が形成された歴史があり、来庁者や職員の消費活動などが商店街への経済効果や賑わいを維持していると考えられます」とあります。小湊地区は大げさに言うと、平内町の首都だと思うのです。その場所を変えるということは、その賑わいを消すことにはなりませんか。

「旧少年院跡地は敷地面積の制約がなく、他の公共施設も老朽化で再配地を考える必要があり複合化の対応も可能である」とありますが、それぞれの役割が違う中で、役場庁舎をそこに加えずとも利用価値はあるのではないのでしょうか。又、令和5年から中学校が統廃合で現小湊中学校が廃校となります。時間をおかずに解体するか、活用するかを検討も必要と思います。小湊中学校周辺は土壌が悪いと聞いていますが、あの敷地をうまく利用することはできないのでしょうか、いずれにしても再度、町民の意見を聴くための説明会などを行って納得のいく形で進めてほしいと思います。以上で反対討論を終わります。

議 長（船橋健人君）はい、賛成討論の方（「はい、議長」の声あり）はい、亀田弘徳君。

4 番（亀田弘徳君）私は「議案第93号 平内町役場の位置を変更する条例案」について、賛成の立場から討論を行います。

役場庁舎及び旧消防庁舎については、東日本大震災を踏まえて実施した、耐震診断結果において今後、震度6強の大地震が発生した場合、倒壊又は崩壊するとの報告がなされております。町民の代表者である議会議員の私たちにとって、町民また職員の命を守り、町機能が集中し、災害時での対策本部となる、新役場庁舎の建設はもっとも優先すべき課題であると考えております。町においても耐震診断の結果を踏まえ、庁内でも様々な角度からの議論や町民アンケートの実施、さらに平内町公共施設等総合管理推進会議での検討審議など、現代までに長い時間をかけ丁寧な議論を積み重ねてきたことは、先だつての全員協議会での報告で、私たちは知っているものであります。そうしたことから、非常に丁寧な議論を重ねてきたものと考えております。町民アンケートの結果、また町公共施設等総合管理推進会議の意見書を踏まえて、町が判断した新役場庁舎の建設予定地である、旧少年院跡地については、町民の民意とかけ離れてはいないものとは考えておりますので、本条例案について賛成するものであります。以上で賛成討論を終わります。

議長（船橋健人君）ほかに、太田満則君。（「はい」の声あり）

6 番（太田満則君）私は、この議案について反対の立場での討論を申し上げます。

今回の提案は、役場の位置が地域の中心だということを、やっぱり前提に考えなければ駄目だんでないかと、私は思います。新しい庁舎を全く別な場所に建設するとなるということは、新しい町を造ると、そういうことにつながると、私はそう思っております。ですので、次の点を指摘したいなあと、問題があるなあとこう思います。まず第1点目は、これから人口が激減すると、そういう激減するなかで中心部を新しく造る、そういう必要があるのかということでございます。当然新しく造るとなれば費用も嵩みます。国の人口問題研究所の将来推計人口によれば、先の子ども議会でも言われたんですが、2045年これから約25年後、正確には24年後ですか、には現在の54パーセント減、半分以下の4846人という具合に人口推計がなされております。

私は新しいところに、投資するよりも、そのお金を今の地域を改修する、そのほうがお金がかからなくてより効果的だこう思います。

2点目は、今の役場付近は、先ほども小笠原議員も言っていました、町で、発行しております「平内町史」によれば、黒石藩飛び地の中心地、小湊に代官所が置かれて、そのもとに町名主、村庄屋を束ねるかたちで平内大庄屋があり、代官所と意見をつなぐ、その庄屋があった場所このように聞いております。約350年続いた地域です。街並みもそのように造られていると思います。

3点目は、どこの地域でも駅は地域の中心地です。建設予定地の近くに新駅の建設は、難しいと思います。青い森鉄道は県からの施設を借りて、運行しておりますが毎年の赤字で県からの補填で事業を継続しているのが現状であります。町内には4つの駅があります。人口が減り続けて利用客が減りさらに赤字が見込まれる中、駅の新築を実施するのは、困難だと思われまます。またこれまで、駅を利用している通勤者あるいは、鉄道を利用して駅から役場への用事のある人が、これまでのように、徒歩での利用はできない距離であります。地域の高齢化が進む中、公共交通のアクセスに問題があります。

4点目は、もし提案された場所に建設するのであれば、先ほども話がありましたが、小湊商店街が、もう廃れる一方だとこのように思います。前に、平内中央病院が移転して実証済みだと思います。同じことが隣、青森市の新幹線の駅が新青森駅に新設されたことにより、青森市の顔であった新町商店街が当時の面影もなく廃れております。新町周辺はマンションが建ち並び、お金のない人、車の運転のできない人、あるいは車のない人が地域の高齢者を含めて生活できない、こういうことが懸念されていると思います。

5点目は、役場の周りの今ある銀行、郵便局が、新設される場所に移転することは難しいと思います。特に郵便局は、役場でも毎日利用していると思います。今は徒歩でも行けるが、その場所になれば、当然遠くなって歩いての頻繁の利用は難しくなり、車での移動となれば、さらにお金も時間もかかります。

次の6点目は、私はこの6点目が一番大事だと思うんですが、この後各町内会で、会議等が開かれると思います。町内会の総会等であります。皆さん集まれば当然、話題に上り、地域の皆さんの声がいろいろでてきているんなことで聞くことができます。これまでコロナ禍で、人が集まって大勢で話を交わす機会がなかったので、本当に、今話しているような状態であって、これからは感染者数も減ってくるという期待のもとに、地域の人たちが集まっていろんな話をすることができると、このように思います。以上私、今話したそたいな諸問題があると、これは私が考えた諸問題であって、人が集まればもっと違う話も出てくるかと思っております。新聞に載ったことによって、人によってはもう決ま

ったのこう錯覚している人もあります。先ほど話したみたいに、この後コロナ禍が収束し、地域の人達の意向、意見を十分聞ける機会があるので、今回は拙速な結論を出さず、この後十分時間をかけるべきであります。

私は何も建設そのものに反対している訳ではありません。在職中も座っている近くに大きなひびがありました。よく地震がきたらどっちに逃げようかと、こう隣と話したことを思い出しております。が、いったん新庁舎が建設されれば、50年はその場に建ち続けることになると思います。将来に禍根を残さないよう慎重に審議すべきということで今回は、反対の立場での討論といたします。

議 長（船橋健人君） ほかに討論はございませんか。はい、七尾議員。

7 番（七尾 潔君） 簡単に言いますが、私は商工会長としても私は、役場庁舎移転に賛成します。

役場庁舎移転により行政区域と、商業区域と・商業区域を現庁舎跡地に持っていくことは、今までやっているように歩行者天国とかそういうものも、そこだけしかできないので、役場前をイベント等をやっていくことには大変良いことだと考えております。なぜならば現在イベントをしてやるには、先ほど言ったように、町内の道路を使用しなければイベントができない状態であります。

また、現在社会福祉協議会など、建物が古くて移転しなければならない状況であります。また防災に関しても、小湊川の上のほうは、勤労青少年ホームしかなく、役場庁舎跡地で、防災施設を兼ねた建物を建て防災施設、商業施設又は各施設が入る建物を建設したほうがベターだと考えております。

また、これによって、また移転した場合において、町の利害が相当違ってくると思っておりますので、私の考えといたしましては、賛成いたします。

議 長（船橋健人君） 以上で討論を終わります。これより採決します。

この採決は、地方自治法第4条第3項の規定によって、出席議員の3分の2以上の者の同意を必要とする、特別多数議決となります。この場合、議長も表決権を有します。

ただいまの出席議員は議長を含め、11人であり、その3分の2は8人以上であります。

これより、採決します。

採決は起立で行います。

「議案第93号 平内町役場の位置を変更する条例案」に賛成の方は、起立を求めます。

（起立者：2番田中 大君、4番亀田弘徳君、5番田中茂勝君、7番七尾 潔君、8番倉内清一君、10番田中光弘君、11番木村良一君、12番船橋健人君）

議 長（船橋健人君） ただいまの賛成は3分の2以上です。

したがって「議案第93号」は「可決」されました。



日程第3、議案第94号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案

議 長（船橋健人君） 日程第3、「議案第94号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」を議題といたします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）大水指導監。

健康増進課指導監（大水 要君）（「議案第94号」について説明した）

議 長（船橋健人君） ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議 長（船橋健人君） 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第94号 平内町国民健康保険条例の一部を改正する条例案」は「可決」す

ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第94号」は「可決」されました。



日程第4、議案第95号 平内町営住宅条例の一部を改正する条例案

議 長(船橋健人君) 日程第4、「議案第95号 平内町営住宅条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。(「はい、議長」の声あり) はい、地域整備課長。

地域整備課長(佐々木隆志君) (「議案第95号」について説明した)

議 長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第95号 平内町営住宅条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議案第95号」は「可決」されました。



日程第5、議案第96号 平内町立小中学校設置条例の一部を改正する条例案

議 長(船橋健人君) 日程第5、「議案第96号 平内町立小中学校設置条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。(「はい、議長」の声あり) はい、須藤課長。

学校教育課長(須藤鉄博君) (「議案第96号」について説明した)

議 長(船橋健人君) ただいまの説明に対し、質疑を許します。(「はい、議長」の声あり) はい、亀田議員。

4 番(亀田弘徳君) 小湊中学校、東平内中学校、西平内中学校を統合して、町立平内中学校とするということで、これについては、そのままの予定どおり進めること全然異議がないんですけれども、この元の小湊中学校はどうかかわらないんですけれども、東平内中学校や西平内中学校って、債務とかは残っていないんですかね。で、この改廃で中学校でなくなるというこの建物についての、その債務が残っている場合そういうの取り扱いどういうふうになっているのかわかっていれば教えてください。(「はい」の声あり)

議 長(船橋健人君) はい、工藤指導監。

総務課指導監(工藤英仁君) お答えいたします。トイレの改修については、残債があります。なのでそちらの償還はこれまでどおり行っていくことにはなります。ただその残債があるからといって、その学校をですね、学校以外の目的外で使用する場合は、それは起債のルールに抵触するかとおもいますが、現時点では問題ないと考えております。以上です。

議 長(船橋健人君) はい、亀田議員。

4 番(亀田弘徳君) その場合ですと今回みたいに、中学校統合したと今のある学校は、取り敢えず建物として残しておいて、学校以外の物として使わないで、債務が全部返済済るまでには、そのままにしておく、又は何かこう債務を全部返せる条件が来た時に全部返して、償却する、そういった認識でよろしいですか。(「はい」の声あり)

議長（船橋健人君）はい、工藤指導監。

総務課指導監（工藤英仁君）はい、お答えいたします。

それ以外の用途に使う場合は、国のほうと協議しまして、場合によっては繰り上げ償還がなされない場合もあります。ただそちらを解体するとかですね、そういう話になってくると、やはり残債については、全て繰り上げ償還の対象になっていくかと思います。以上です。

議長（船橋健人君）ほかございませんか。

異議なしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第96号 平内町立小中学校設置条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第96号」は「可決」されました。



日程第6、議案第97号 平内町就学援助費補助金交付条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第6、「議案第97号 平内町就学援助費補助金交付条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「はい、議長」の声あり）はい、須藤課長。

学校教育課長（須藤鉄博君）（「議案第97号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第97号 平内町就学援助費補助金交付条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第97号」は「可決」されました。



日程第7、議案第98号 平内町特別支援教育就学奨励費交付条例の一部を改正する条例案

議長（船橋健人君）日程第7、「議案第98号 平内町特別支援教育就学奨励費交付条例の一部を改正する条例案」を議題とします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、須藤課長。

学校教育課長（須藤鉄博君）（「議案第98号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第98号 平内町特別支援教育就学奨励費交付条例の一部を改正する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第98号」は「可決」されました。



日程第8、議案第99号 平内町立学校の施設使用条例を廃止する条例案

議長（船橋健人君）日程第8、「議案第99号 平内町立学校の施設使用条例を廃止する条例案」を議題といたします。本案について説明を求めます。（「議長」の声あり）はい、須藤課長。

学校教育課長（須藤鉄博君）（「議案第99号」について説明した）

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

議長（船橋健人君）質疑なしと認めます。これより討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

議長（船橋健人君）討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「議案第99号 平内町立学校の施設使用条例を廃止する条例案」は「可決」することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（船橋健人君）異議なしと認めます。したがって「議案第99号」は「可決」されました。



日程第9、発議第10号 ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書案

議長（船橋健人君）日程第9、「発議第10号 ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書案」を議題といたします。本案について説明を求めます。（「はい」の声あり）5番田中茂勝君。

5番（田中茂勝君）「発議第10号 ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書案」について、御説明申し上げます。

新疆ウイグル自治区で、大規模な恣意的勾留、人権弾圧が中国当局によって行われていることを国際社会は深く憂慮しております。

国連の人種差別撤廃委員会は、平成30年9月中国に関する総括所見を発表し、多数のウイグル人やムスリム系住民が法的手続きなしに長期にわたって強制収容され「再教育」が行われていることなどについて「切実な懸念」を表明しております。

令和2年10月には国連総会第3委員会でドイツなど39か国が、香港とウイグル自治区での人権侵害に重大な懸念を表明する共同声明を発表し、ウイグルとチベットでの人権尊重と調査、香港の事態の即時是正を求めております。

これらの世界の状況があるにもかかわらず、日本政府は「人権状況について懸念をもって注視している」という趣旨の発言に留まっており、政府の対応は到底容認できるものではありません。

以上のことから、直ちに日本政府として調査及び必要な処置をとっていただくよう、私が提出者となり、七尾潔議員ほか4名の連名により、提案した次第でありますので、議員各位の満場の御賛同を賜りますよう、お願いを申し上げ、提案説明といたします。

なお、案文の朗読は、省略させていただきます。よろしく願いいたします。

議長（船橋健人君）ただいまの説明に対し、質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 質疑なしと認めます。これより討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 討論なしと認めます。これより採決します。

お諮りします。「発議第10号 ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書案」は「可決」することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「発議第10号」は「可決」されました。



日程第10、議員派遣の件について

議 長(船橋健人君) 日程第10、「議員派遣の件」を議題とします。

議会は、議員を各種行事、会議、研修及び陳情等のため、議員を出張又は派遣する場合は、会議規則第122条の規定により、議会の議決を得なければならないことになっております。よって本案を提案するものであります。

お諮りします。お手元に配布してあります、議員派遣の件のとおり議員を派遣させたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって「議員派遣の件」については、「承認」することに決定しました。



議 長(船橋健人君) 総務福祉、経済文教の各常任委員会から、閉会中の所管事務調査について、議員各位に配布してありますとおりの「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。各委員長申し出のとおり閉会中に継続調査を行うことと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって、総務福祉、経済文教の各常任委員会の所管事務調査は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。

議会運営委員会から、次期定例会及び臨時会の会期日程等、議会運営に関する事項等について、議員各位に配布してありますとおりの「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

お諮りします。委員長申し出のとおり、閉会中に継続調査を行うことと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長(船橋健人君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会の議会運営に関する事項等は、申し出のとおり閉会中に実施することに決定しました。



議 長(船橋健人君) 以上で今定例会の全日程が終了しました。閉会にあたり町長より御挨拶があります。(「はい、議長」の声あり)

議 長(船橋健人君) はい、町長。

町 長(船橋茂久君) 閉会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。去る12月6日開会いたしました本定例会では、今年度の各会計補正予算案をはじめ条例の改正案等、併せて17件

提案しておりましたが、本日全案件ともそれぞれ御同意、御議決をいただき誠にありがとうございました。全ての日程が順調に推移し本日無事に終了することができました。これも一重に議員各位の御協力の賜物であると厚く御礼を申し上げます。役場の位置を変更する条例案につきましても、御同意をいただきましたので、今後とも新庁舎建設に向けて、細心の注意を払い取り組んでまいります。皆様方には引き続き、御支援のほどよろしくお願いを申し上げます。

また、一般質問あるいは各常任委員会等、本会議中にいただきました皆様の御意見等を参考に今後とも私をはじめ、職員一同予算執行並びに事務事業の推進にあたりましては遺漏のないように万全を期してまいりたいと思っておりますので、議員各位にはこれまで以上の御支援、御協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、私の挨拶といたします。

どうもありがとうございました。

議 長（船橋健人君） これをもちまして、令和3年第4回平内町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

（午前10時55分 閉会）

地方自治法第123条第2号の規定により、ここに署名する。

平内町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員